

付属資料

目 次

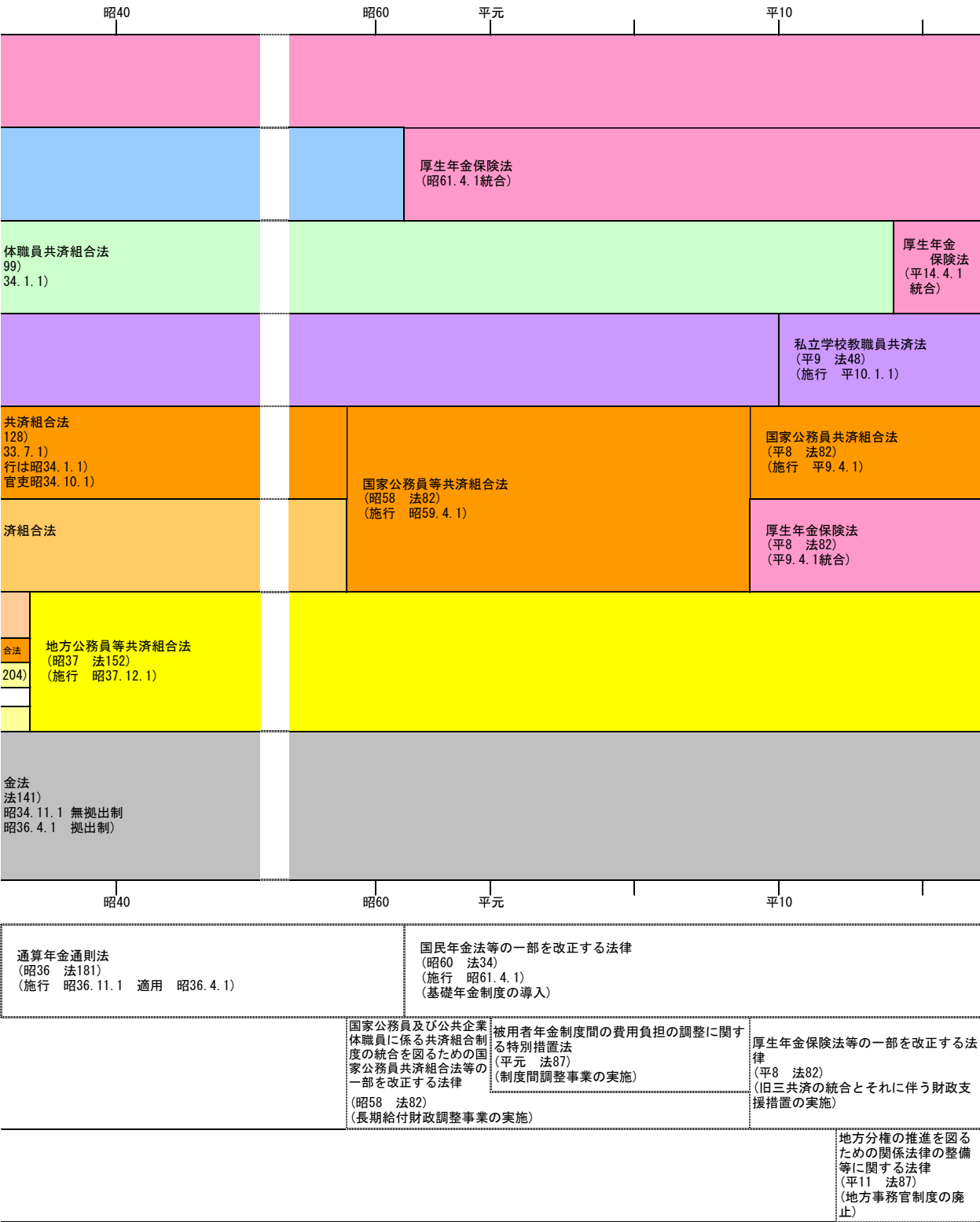
1	公的年金制度の沿革	124
2	長期時系列表	127
3	最近の経済等の状況	150
4	用語解説	151

公的年金制度の沿革

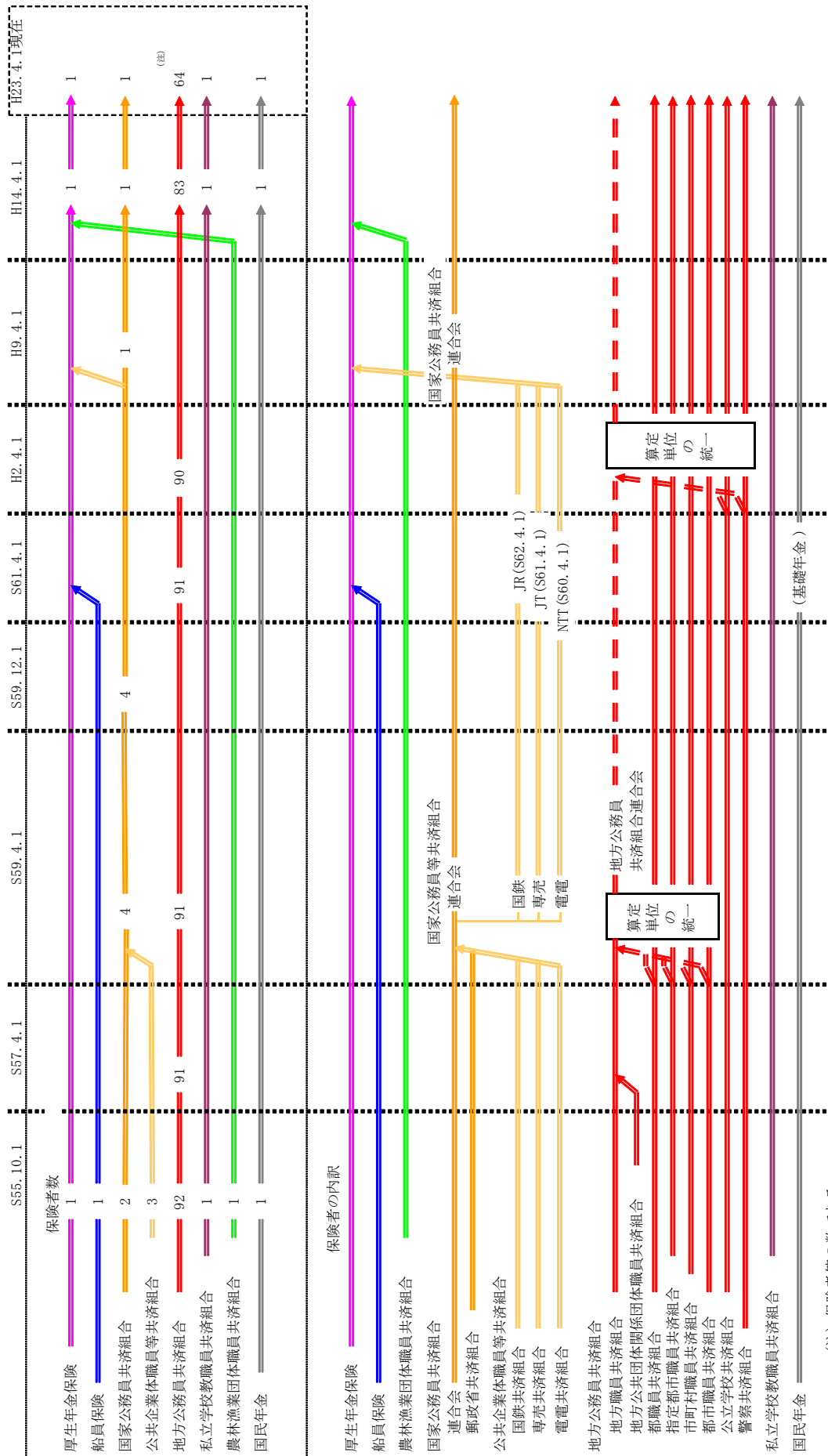
1. 公的年金各制度の成立過程

		昭20		昭30			
被 用 者	一般被用者	労働者年金 保 険 法 (昭16 法60) (施行 昭17. 6. 1)		旧厚生年金保険法 (昭19 法21) (施行 昭19. 10. 1)		厚生年金保険法 (昭29 法115) (施行 昭29. 5. 1)	
	船 員	船員保険法 (昭14 法73) (施行 昭15. 6. 1)					
	団農 体林 職漁 員業	旧厚生年金保険法			厚生年金保険法 (昭29 法115)	農林漁業団 (昭33 法 (施行 昭	
	私立 学校 教職 員校	旧厚生年金保険法 (教員任意包括)			私立学校教職員共済組合法 (昭28 法245) (施行 昭29. 1. 1)		
		(財)私立中等学校恩給財団 (大13. 7. 24発足)			昭28. 4. 1→	私学 恩給 財団	
	国家公務員	官吏恩給法(明23 法43) 軍人恩給法(明23 法45)	恩給法 (大12 法48)				国家公務員 (昭33 法 (施行 昭 (年金の施 (非現業の
	公共 企業 体 職 員 等	帝国鉄道庁現業員共済組合ニ関スル件(明40 勅127) 専売局現業員共済組合ニ関スル件(明41 勅150) 印刷局現業員共済組合ニ関スル件(明42 勅220) 逓信部内職員共済組合ニ関スル件(明42 勅151) 海軍造船兵事業従業員ノ共済組合ニ関スル件(明45 勅180) 造幣局共済組合規則(大12 大蔵3) 等			旧国家公務員共済組合法 (昭23 法69) (施行 昭23. 7. 1)		公共企業体職員等共 (昭31 法134) (施行 昭31. 7. 1)
	地方公務員	官吏恩給法(明23 法43)	恩給法 (大12 法48)				
		退隠料条例 退職年金条例			旧国家公務員共済組合法		国家公務員共済組
					旧国家公務員共済組合法		市町村職員共済組合法(昭29 法
		町村職員恩給組合恩給条例(昭18. 4. 1)			町村職員恩給組合法(昭27 法118)		
	日雇労働者						国民年 (昭34 (施行
	自営業者等						

備 考	



2. 保険者及び保険料算定単位



(注) 保険者等の数である。

長期時系列表－1

公的年金各制度の被保険者数の推移

年度末		厚生年金		旧三共済		旧農林年金		国共済		地共済		私学共済		国民年金		公的年金 制度全体	
		千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和	4 0	(西暦)	1965														
	4 5		18,670	762	353	1,114	2,288	144	20,016	43,347							
	5 0		22,522	789	410	1,149	2,536	194	24,337	51,936							
	5 1		23,893	797	447	1,162	3,004	270	25,884	55,457							
	5 2		24,084	802	452	1,163	3,033	282	26,469	56,285							
平成	5 3		24,131	805	461	1,172	3,079	293	27,198	57,138							
	5 4		24,392	804	468	1,172	3,139	302	27,803	58,081							
	5 5		24,925	798	476	1,175	3,192	311	27,851	58,729							
	5 6		25,445	788	484	1,179	3,239	319	27,596	59,050							
	5 7		25,896	773	487	1,179	3,273	324	27,111	59,044							
	5 8		26,223	752	488	1,175	3,292	329	26,461	58,720							
	5 9		26,549	716	488	1,174	3,299	335	25,727	58,288							
	6 0		26,932	683	488	1,168	3,298	341	25,339	58,249							
	6 1		27,234	621	490	1,161	3,295	347	25,091	58,239							
	6 2		26,994	591	494	1,152	3,289	355	30,443	63,317							
	6 3		27,676	541	496	1,151	3,287	365	30,590	64,105							
	元		28,769	526	496	1,148	3,272	375	30,342	64,929							
	2		29,921	512	497	1,144	3,277	384	29,943	65,678							
	3		30,997	496	499	1,126	3,286	373	29,535	66,313							
	4		31,959	493	501	1,132	3,301	381	30,586	68,352							
5		32,493	487	506	1,130	3,317	388	30,620	68,941								
6		32,651	482	510	1,127	3,335	394	30,777	69,276								
7		32,740	471	511	1,128	3,344	398	30,956	69,548								
8		32,808	467	509	1,125	3,339	400	31,305	69,952								
9		32,999	463	501	1,124	3,336	401	31,371	70,195								
1 0		33,468	490	490	1,122	3,326	401	31,538	70,344								
1 1		32,957	482	482	1,111	3,306	403	32,244	70,502								
1 2		32,481	475	475	1,106	3,288	404	32,861	70,616								
1 3		32,192	467	467	1,119	3,239	406	33,068	70,491								
1 4		31,576	459	459	1,110	3,207	408	33,408	70,168								
1 5		32,144			1,102	3,181	429	33,604	70,460								
1 6		32,121			1,091	3,151	434	33,494	70,292								
1 7		32,491			1,086	3,111	442	33,163	70,293								
1 8		33,022			1,082	3,069	448	32,826	70,447								
1 9		33,794			1,076	3,035	458	32,019	70,383								
2 0		34,570			1,058	2,992	464	30,981	70,066								
2 1		34,445			1,053	2,946	472	30,443	69,358								
2 2		34,248			1,044	2,908	478	30,061	68,738								

- (注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9年4月に厚生年金に統合された。
2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。
3. 厚生年金は昭和60年度以前の船員保険に係る分を含む。
4. 国民年金の被保険者数は、昭和60年度以前は旧法の適用者（任意適用を含む）数であり、昭和61年度以後は第1号、第3号、任意加入の合計である。

公的年金各制度の受給権者数の推移

(総数)

年度末		厚生年金		旧三共済		旧農林年金		国共済		地共済		私学共済		国民年金	
	(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和	4 0	1965	602	191	6			73	101	3	70				
	4 5	1970	1,235	241	24			155	275	8	177				
	5 0	1975	2,449	300	54			257	469	18	3,119				
	5 1	1976	2,894	312	62			277	523	23	3,877				
	5 2	1977	3,391	327	70			298	573	28	4,505				
平成	5 3	1978	3,881	345	78			323	622	32	5,124				
	5 4	1979	4,334	366	87			347	679	37	5,691				
	5 5	1980	4,773	388	95			372	737	42	6,256				
	5 6	1981	5,255	415	106			398	802	47	6,778				
	5 7	1982	5,745	444	116			422	874	53	7,304				
	5 8	1983	6,256	477	128			449	944	58	7,831				
	5 9	1984	6,797	505	140			476	1,016	63	8,316				
	6 0	1985	7,384	565	152			511	1,092	69	8,837				
	6 1	1986	8,003	581	163			542	1,153	76	9,956				
	6 2	1987	8,642	610	172			573	1,213	84	10,357				
	6 3	1988	9,279	611	183			605	1,284	90	10,692				
	元	1989	9,919	620	194			636	1,351	97	11,042				
		2	1990	10,519	629	205		663	1,415	116	11,362				
		3	1991	11,092	630	216		685	1,480	124	12,028				
	4	1992	11,803	632	227			707	1,542	132	12,759				
	5	1993	12,535	632	238			726	1,600	140	13,559				
	6	1994	13,273	635	251			746	1,654	148	14,312				
	7	1995	14,448	638	266			778	1,747	173	15,152				
	8	1996	15,239	636	278			794	1,793	185	16,010				
	9	1997	16,813		290			810	1,848	193	16,987				
	1 0	1998	17,679		303			823	1,898	203	17,871				
	1 1	1999	18,571		315			835	1,942	213	18,795				
	1 2	2000	19,529		331			862	1,984	224	19,737				
	1 3	2001	20,559		348			883	2,049	235	20,669				
	1 4	2002	21,980					906	2,109	246	21,653				
	1 5	2003	23,148					933	2,174	258	22,544				
	1 6	2004	24,233					962	2,240	271	23,431				
	1 7	2005	25,110					984	2,289	281	24,393				
	1 8	2006	26,155					1,009	2,345	293	25,420				
	1 9	2007	27,502					1,046	2,436	309	26,387				
	2 0	2008	29,072					1,094	2,543	329	27,433				
	2 1	2009	30,581					1,139	2,645	348	28,286				

(注) 1. 日本郵政、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9年4月に厚生年金に統合された。
2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。
3. 厚生年金は昭和60年度以前の船員保険に係る分を含む。
4. 国民年金の受給権者数は新法基礎年金と旧法国民年金とを合計したもので、被用者年金のみなし基礎年金に係る受給権者は含まれていない。
5. 旧三共済の受給権者数には船員給付及び公務災害給付が含まれている。このため、本文の図表2-3-1の値とは一致しない。

公的年金各制度の受給権者数の推移
(老齢・退年相当)

年度末	厚生年金		旧三共済		旧農林年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人	千人				
昭和 4 0	(西暦)	203	133	3						千人
4 5	1965	534	170	18	18	120	54	82	2	—
5 0	1970	1,056	212	38	38	201	120	228	4	—
5 1	1975	1,262	220	43	43	216	216	373	6	2,731
5 2	1976	1,468	232	47	47	232	232	414	7	3,395
5 3	1977	1,676	246	51	51	250	232	449	8	3,920
5 4	1978	1,874	263	56	56	269	250	484	9	4,426
5 5	1979	2,063	281	60	60	287	269	526	10	4,912
5 6	1980	2,279	305	66	66	307	287	568	10	5,324
5 7	1981	2,508	330	72	72	325	307	616	11	5,671
5 8	1982	2,787	359	79	79	345	325	671	13	5,994
5 9	1983	3,047	383	85	85	365	345	722	14	6,305
6 0	1984	3,342	437	92	92	391	365	776	15	6,570
6 1	1985	3,651	448	97	97	414	391	830	17	6,846
6 2	1986	3,938	467	100	100	436	414	872	19	7,052
6 3	1987	4,222	469	105	105	459	436	916	20	7,246
平成 元	1988	4,507	472	109	109	481	459	959	22	7,410
	1989	4,760	477	112	112	498	481	1,004	24	7,577
	1990	4,993	473	116	116	511	498	1,045	29	7,726
3	1991	5,293	470	123	123	534	511	1,087	31	8,330
4	1992	5,598	465	128	128	543	524	1,127	33	9,039
5	1993	5,921	462	133	133	565	534	1,164	36	9,822
6	1994	6,592	459	136	136	570	543	1,197	38	10,568
7	1995	6,933	453	140	140	576	565	1,266	49	11,400
8	1996	7,822	453	144	144	579	570	1,290	54	12,276
9	1997	8,217	453	147	147	580	576	1,322	57	13,276
1 0	1998	8,580	453	151	151	592	579	1,349	60	14,186
1 1	1999	9,014	453	157	157	601	580	1,372	64	15,090
1 2	2000	9,486	453	157	157	601	592	1,394	68	16,061
1 3	2001	10,145	453	157	157	601	592	1,394	68	16,061
1 4	2002	10,690	453	157	157	601	592	1,394	68	16,061
1 5	2003	11,167	453	157	157	601	592	1,394	68	16,061
1 6	2004	11,523	453	157	157	601	592	1,394	68	16,061
1 7	2005	11,984	453	157	157	601	592	1,394	68	16,061
1 8	2006	12,596	453	157	157	601	592	1,394	68	16,061
1 9	2007	13,236	453	157	157	601	592	1,394	68	16,061
2 0	2008	13,854	453	157	157	601	592	1,394	68	16,061
2 1	2009	14,471	453	157	157	601	592	1,394	68	16,061

(注) 1. 日本郵道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は、平成9年4月に厚生年金に統合された。
2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。
3. 厚生年金は昭和60年度以前の船員保険に係る分を含む。
4. 私学共済の老齢・退年相当受給権者数には退職年金を含む。
5. 国民年金の受給権者数は新法基礎年金と旧法国民年金とを合計したもので、被用者年金のみなし基礎年金に係る受給権者は含まれていない。

公的年金各制度の給付費の推移

年度	厚生年金		旧三共済		旧農林年金		国共済		地共済		私学共済		国民年金		基礎年金		公的年金 制度全体	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和 4 0	(西暦)	376	275	18	452	140	250	8	15	—	—	—	—	—	—	—	1,106	—
4 5	1970	1,545	685	60	452	140	968	26	151	—	—	—	—	—	—	—	3,960	—
5 0	1975	9,537	2,319	266	1,999	1,999	4,100	101	4,566	—	—	—	—	—	—	—	23,228	—
5 1	1976	13,651	3,010	368	2,593	3,152	5,512	135	7,110	—	—	—	—	—	—	—	32,832	—
5 2	1977	18,449	3,622	455	3,152	3,152	6,793	167	9,440	—	—	—	—	—	—	—	42,659	—
5 3	1978	22,705	4,229	530	3,726	3,726	8,028	195	11,463	—	—	—	—	—	—	—	51,575	—
5 4	1979	26,557	4,805	627	4,252	4,252	9,251	209	13,426	—	—	—	—	—	—	—	59,928	—
5 5	1980	32,515	5,452	721	4,831	4,831	10,648	233	15,763	—	—	—	—	—	—	—	71,143	—
5 6	1981	39,221	6,337	864	5,559	5,559	12,463	283	18,417	—	—	—	—	—	—	—	84,329	—
5 7	1982	44,886	7,257	1,011	6,272	6,272	14,427	335	20,691	—	—	—	—	—	—	—	96,231	—
5 8	1983	50,103	8,133	1,149	6,848	6,848	16,057	385	22,481	—	—	—	—	—	—	—	106,667	—
5 9	1984	55,281	8,831	1,280	7,552	7,552	17,938	441	24,245	—	—	—	—	—	—	—	117,276	—
6 0	1985	62,274	9,722	1,464	8,504	8,504	20,164	509	26,500	—	—	—	—	—	—	—	131,104	—
6 1	1986	76,209	9,801	1,575	8,816	8,816	20,466	604	29,137	—	—	—	—	—	—	—	151,128	—
6 2	1987	82,360	11,167	1,838	10,330	10,330	23,680	677	27,369	—	—	—	—	—	—	—	164,041	—
6 3	1988	87,683	11,358	1,984	11,028	11,028	25,151	736	29,286	—	—	—	—	—	—	—	175,006	—
平成 元	1989	96,284	11,602	2,188	11,950	11,950	27,120	823	30,713	—	—	—	—	—	—	—	190,082	—
	1990	105,031	11,851	2,365	12,778	12,778	28,988	1,007	31,728	—	—	—	—	—	—	—	204,638	—
2	1991	113,230	12,101	2,568	13,530	13,530	30,987	1,126	32,650	—	—	—	—	—	—	—	219,740	—
3	1992	121,460	12,378	2,773	14,226	14,226	33,000	1,223	32,763	—	—	—	—	—	—	—	237,372	—
4	1993	129,055	12,500	2,927	14,740	14,740	34,486	1,309	32,343	—	—	—	—	—	—	—	253,329	—
5	1994	138,277	12,709	3,131	15,297	15,297	36,170	1,418	32,183	—	—	—	—	—	—	—	272,536	—
6	1995	150,413	13,040	3,376	16,005	16,005	38,176	1,538	32,193	—	—	—	—	—	—	—	296,435	—
7	1996	156,890	12,932	3,467	16,117	16,117	38,805	1,618	31,042	—	—	—	—	—	—	—	310,326	—
8	1997	172,895	12,895	3,567	16,240	16,240	39,376	1,694	29,783	—	—	—	—	—	—	—	321,245	—
9	1998	182,824	12,824	3,707	16,517	16,517	40,523	1,794	28,933	—	—	—	—	—	—	—	341,411	—
1 0	1999	187,364	12,709	3,774	16,608	16,608	41,177	1,864	27,781	—	—	—	—	—	—	—	354,715	—
1 1	2000	191,544	13,040	3,854	16,800	16,800	41,430	1,942	26,454	—	—	—	—	—	—	—	366,798	—
1 2	2001	196,228	12,932	3,916	16,867	16,867	42,005	2,023	25,133	—	—	—	—	—	—	—	379,805	—
1 3	2002	203,466	12,895	4,000	16,852	16,852	42,298	2,112	23,819	—	—	—	—	—	—	—	391,711	—
1 4	2003	208,140	12,709	4,084	16,849	16,849	42,618	2,185	22,293	—	—	—	—	—	—	—	402,821	—
1 5	2004	216,301	12,500	4,169	16,779	16,779	42,783	2,252	20,888	—	—	—	—	—	—	—	416,200	—
1 6	2005	220,794	12,378	4,250	16,693	16,693	42,915	2,310	19,527	—	—	—	—	—	—	—	427,694	—
1 7	2006	223,491	12,101	4,341	16,686	16,686	43,149	2,375	18,149	—	—	—	—	—	—	—	437,809	—
1 8	2007	224,059	12,040	4,431	16,734	16,734	43,503	2,441	16,862	—	—	—	—	—	—	—	447,338	—
1 9	2008	226,870	11,851	4,521	16,736	16,736	43,917	2,508	15,779	—	—	—	—	—	—	—	460,269	—
2 0	2009	238,467	11,602	4,611	16,775	16,775	44,694	2,579	14,773	—	—	—	—	—	—	—	481,557	—

(注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。
2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。
3. 昭和60年度以前の船員保険の年金給付費は厚生年金には含まず、公的年金制度全体に含んでいる。
4. 国民年金には、昭和60年改正前の旧法国民年金の給付及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の給付に要する費用を、基礎年金には、新法国民年金の給付に要する費用を、それぞれ計上している。
5. 平成14年度の合計には旧農林共済分を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

公的年金各制度の積立金の推移

単位：億円

年度末	厚生年金		旧三共済		旧農林年金	国共済		地共済	私学共済	国民年金	
	(西暦)										
昭和	4 0	1965	14,414	2,104	418	2,716		3,329	186		1,946
	4 5	1970	44,202	4,773	1,216	6,690		12,136	555		7,271
	5 0	1975	122,869	9,602	3,074	14,545		34,215	1,606		18,147
	5 1	1976	149,157	10,338	3,663	16,596		40,674	2,020		18,421
	5 2	1977	179,740	10,852	4,299	18,834		48,231	2,497		18,466
	5 3	1978	211,081	11,806	4,990	21,054		56,281	3,082		20,526
	5 4	1979	243,519	12,643	5,716	23,529		64,935	3,807		23,596
	5 5	1980	279,838	13,418	6,499	26,314		75,049	4,680		26,387
	5 6	1981	322,796	14,394	7,408	28,992		85,458	5,660		28,093
	5 7	1982	365,629	15,434	8,293	31,521		95,145	6,719		30,699
	5 8	1983	409,416	16,583	9,185	34,030		105,410	7,867		29,276
	5 9	1984	454,843	18,298	10,071	36,706		117,019	9,096		27,633
	6 0	1985	507,828	17,663	10,910	40,303		131,140	10,407		25,939
	6 1	1986	552,813	17,930	11,819	43,905		145,922	11,544		21,912
	6 2	1987	599,638	17,597	12,583	47,037		159,070	12,695		26,197
	6 3	1988	656,126	17,853	13,480	50,749		172,359	14,148		29,409
平成	元	1989	702,175	18,492	13,941	53,956		187,457	15,613		32,216
	2	1990	768,605	19,271	14,763	57,408		204,859	17,100		36,317
	3	1991	839,970	20,205	15,593	60,529		222,455	18,624		43,572
	4	1992	911,340	20,979	16,406	63,608		239,749	20,082		51,275
	5	1993	978,705	21,751	17,243	66,587		256,125	21,509		58,468
	6	1994	1,045,318	22,653	17,871	69,593		271,622	22,822		63,712
	7	1995	1,118,111	23,475	18,677	72,693		288,406	24,268		69,516
	8	1996	1,184,579	25,007	19,236	75,782		305,220	25,611		78,493
	9	1997	1,257,560		19,737	78,942		322,455	26,943		84,683
	1 0	1998	1,308,446		19,961	81,337	[82,883]	337,358	28,150		89,619
	1 1	1999	1,347,988		20,079	83,189	[85,252]	352,346	29,270		94,617
	1 2	2000	1,368,804	注5	20,113	85,951	[87,227]	361,507	30,123	注5	98,208
	1 3	2001	1,373,934	[1,345,967]	19,746	86,500	[87,070]	369,267	30,800		99,490
	1 4	2002	1,377,023	[1,320,717]		86,747	[86,986]	374,658	31,368	[31,625]	99,108
	1 5	2003	1,374,110	[1,359,151]		86,938	[88,175]	378,297	31,802	[32,242]	98,612
	1 6	2004	1,376,619	[1,382,468]		87,034	[88,564]	380,619	32,102	[33,079]	96,991
	1 7	2005	1,324,020	[1,403,465]		87,580	[91,690]	388,082	33,180	[34,730]	91,514
	1 8	2006	1,300,980	[1,397,509]		88,137	[92,162]	397,071	33,834	[35,563]	87,660
	1 9	2007	1,270,568	[1,301,810]		88,142	[89,958]	401,527	34,677	[34,328]	82,692
	2 0	2008	1,240,188	[1,166,496]		85,711	[82,145]	395,200	34,366	[31,523]	76,920
	2 1	2009	1,195,052	[1,207,568]		83,658	[83,230]	389,255	34,073	[33,963]	74,822

(注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。
2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。
3. 厚生年金の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
4. []内の数値は、時価ベースの積立金である。
5. 厚生年金、国民年金の平成13年度末以降の時価ベースの積立金は旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人（17年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。承継資産に係る損益分の厚生年金・国民年金への配分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により振分けることにより行っている。
6. 基礎年金には、昭和61年度より724,608百万円の積立金がある。

公的年金各制度の保険料（率）の推移

年度	厚生年金 (一般男子)		国民共済 (一般組合員)		日本鉄道		日本電信電話		日本たばこ産業		地共済 (一般組合員)		私学共済		旧農林年金		国民年金	
	(前年)	%	(前年)	%	(前年)	%	(前年)	%	(前年)	%	(前年)	%	(前年)	%	(前年)	%	(前年)	%
昭和	2 9	1954	30 (29.5)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62 (1)	70 (4)	—	—	—	—
	3 0	1955	—	—	—	—	68.6 (31.7)	68.4 (31.7)	—	—	—	—	62 (33.4)	—	—	—	—	—
	3 1	1956	—	—	71.6 (31.7)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3 2	1957	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3 3	1958	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3 4	1959	—	70.4 (34.10)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	78 (34.1)	—	—	—
	3 5	1960	35 (35.5)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100 (36.4)	—	—
	3 6	1961	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3 7	1962	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3 8	1963	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3 9	1964	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4 0	1965	55 (40.5)	—	67.4 (39.10)	65.4 (39.10)	65.4 (39.10)	65.2 (39.10)	—	—	70.4 (37.12)	68 (37.1)	—	—	—	—	—	—
	4 1	1966	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4 2	1967	—	—	79.2 (41.4)	75.2 (41.4)	75.2 (41.4)	75.8 (41.4)	—	—	72 (42.12)	—	—	—	—	—	—	—
	4 3	1968	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4 4	1969	62 (44.11)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4 5	1970	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4 6	1971	64 (46.11)	—	82.4 (46.4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4 7	1972	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4 8	1973	76 (48.11)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4 9	1974	—	74.4 (48.10)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5 0	1975	91 (51.8)	—	89.2 (51.4)	78.4 (51.4)	79.0 (51.4)	—	—	—	75.2 (50.1)	80 (50.8)	—	—	—	—	—	—
	5 1	1976	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5 2	1977	—	—	103.2 (83.4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5 3	1978	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5 4	1979	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5 5	1980	106 (55.10)	—	102.4 (85.1)	77.6 (55.1)	78.2 (55.1)	—	—	—	83.2 (55.1)	102 (55.7)	—	—	—	—	—	—
	5 6	1981	—	—	120 (86.4)	84.2 (56.4)	94.4 (56.4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5 7	1982	—	—	123.2 (87.4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5 8	1983	—	—	145.8 (88.10)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5 9	1984	—	114 (59.12)	169.9 (89.10)	107.8 (59.10)	132.7 (59.10)	—	—	—	110.4 (59.12)	—	—	—	—	—	—	—
	6 0	1985	124 (60.10)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6 1	1986	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6 2	1987	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6 3	1988	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成	元	1989	—	152 (元.10)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2	1990	143 (2.1)	—	188.9 (2.4)	140.2 (元.10)	170.7 (元.10)	—	—	—	140.8 (元.12)	—	—	—	—	—	—	—
	3	1991	145 (3.1)	—	190.9 (3.1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4	1992	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5	1993	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6	1994	165 (6.11)	174.4 (6.12)	—	—	162.6 (6.12)	190.7 (6.12)	—	—	158.4 (6.12)	—	—	—	—	—	—	—
	7	1995	—	—	195.9 (7.4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	8	1996	173.5 (8.10)	183.9 (8.10)	200.9 (8.10)	172.1 (8.10)	199.2 (8.10)	—	—	—	165.6 (8.12)	128 (7.4)	185.4 (7.4)	—	—	—	—	—
	9	1997	—	—	—	173.5 (9.4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1 0	1998	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1 1	1999	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1 2	2000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1 3	2001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1 4	2002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1 5	2003	135.8 (15.4)	143.8 (15.4)	156.9 (15.4)	135.8 (15.4)	155.5 (15.4)	—	—	—	129.6 (15.4)	104.6 (15.4)	—	—	—	—	—	—
	1 6	2004	139.34 (16.10)	145.09 (16.10)	—	139.34 (16.10)	—	—	—	—	133.84 (16.10)	—	—	—	—	—	—	—
	1 7	2005	142.88 (17.9)	146.38 (17.9)	—	142.88 (17.9)	—	—	—	—	137.38 (17.9)	108.14 (17.4)	—	—	—	—	—	—
	1 8	2006	146.42 (18.9)	147.67 (18.9)	—	146.42 (18.9)	—	—	—	—	140.92 (18.9)	111.68 (18.4)	—	—	—	—	—	—
	1 9	2007	149.96 (19.9)	148.96 (19.9)	—	149.96 (19.9)	—	—	—	—	144.46 (19.9)	115.22 (19.4)	—	—	—	—	—	—
	2 0	2008	153.50 (20.9)	150.25 (20.9)	—	153.50 (20.9)	—	—	—	—	148.00 (20.9)	118.76 (20.4)	—	—	—	—	—	—
	2 1	2009	157.04 (21.9)	151.54 (21.9)	157.04 (21.9)	157.04 (21.9)	—	—	—	—	151.54 (21.9)	122.30 (21.4)	—	—	—	—	—	—
	2 2	2010	160.58 (22.9)	155.08 (22.9)	160.58 (22.9)	160.58 (22.9)	—	—	—	—	155.08 (22.9)	125.84 (22.4)	—	—	—	—	—	—
	2 3	2011	164.12 (23.9)	158.62 (23.9)	164.12 (23.9)	164.12 (23.9)	—	—	—	—	158.62 (23.9)	129.38 (23.4)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. カッコ内は改定年月である。
2. 被用者年金各制度の平成14年度までの保険料率は標準報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍とした。
平成15年4月以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍とした。
3. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金保険に統合された。
4. 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金保険に統合された。
5. 厚生年金の被保険者のうち内員及び職員の保険料率は平成23年9月時点で169.4%である。

公的年金各制度の運用利回りの推移

単位：％

年度	厚生年金 (西暦)	旧 三 共 済			旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
		日本鉄道	日本電信 電話	日本たばこ 産業					
昭和 4 0	1965	6.37	6.38	6.69	7.47	6.38	6.65	7.16	6.20
4 5	1970	6.46	6.61	6.80	7.30	6.56	6.51	7.18	6.27
5 0	1975	6.93	7.27	6.91	8.01	6.92	6.62	7.57	6.44
5 1	1976	7.03	7.06	6.67	7.97	6.70	6.57	7.59	6.25
5 2	1977	7.12	7.13	6.91	7.81	6.75	6.52	7.45	6.19
5 3	1978	6.99	6.72	6.93	7.55	6.42	6.28	7.13	5.94
5 4	1979	6.87	6.81	6.78	7.45	6.44	6.32	7.08	5.84
5 5	1980	7.05	7.04	7.24	7.70	6.94	6.75	7.49	6.22
5 6	1981	7.24	6.80	7.09	7.76	6.81	6.68	7.54	6.93
5 7	1982	7.21	6.72	6.87	7.65	6.85	6.74	7.48	6.73
5 8	1983	7.19	6.78	6.85	7.78	6.91	6.77	7.49	6.64
5 9	1984	7.16	6.50	6.68	7.69	6.86	6.73	7.36	6.68
6 0	1985	7.16	7.13	7.20	7.62	6.87	6.70	7.28	7.06
6 1	1986	7.11	6.32	6.01	7.43	6.68	6.49	6.98	6.78
6 2	1987	6.77	5.76	8.06	7.13	6.49	6.13	6.74	5.72
6 3	1988	6.29	5.89	6.53	6.89	6.42	5.93	6.47	5.53
平成 元	1989	5.94	5.91	5.89	6.63	6.49	6.02	6.59	5.04
2	1990	5.90	6.28	7.38	6.39	6.46	6.30	6.40	5.20
3	1991	5.97	5.57	6.32	6.24	6.10	5.99	6.10	5.29
4	1992	5.82	5.13	5.70	5.82	5.89	5.57	5.69	5.53
5	1993	5.52	4.26	4.81	5.62	5.56	5.11	5.41	5.22
6	1994	5.34	3.69	4.14	5.03	5.19	4.50	4.82	5.11
7	1995	5.24	2.75	3.89	4.92	4.97	4.20	4.60	4.90
8	1996	4.99	6.97	3.48	4.23	4.82	3.74	4.03	4.56
9	1997	4.66	—	—	4.08	4.32	3.57	3.86	4.26
1 0	1998	4.15	—	—	3.69	3.44	3.24	3.66	3.94
1 1	1999	3.62	—	—	3.45	3.27	3.57	3.59	3.58
1 2	2000	3.22	—	—	3.55	3.01	2.61	2.99	2.98
1 3	2001	注4 [1.99]	—	—	2.54	2.42	[1.56]	2.60	注4 [1.29]
1 4	2002	注4 [0.21]	—	—	—	2.45	[2.05]	2.20	注4 [-0.39]
1 5	2003	注4 [4.91]	—	—	—	2.68	[3.84]	2.00	注4 [4.78]
1 6	2004	注4 [2.73]	—	—	—	2.35	[2.65]	1.79	注4 [2.77]
1 7	2005	注4 [6.82]	—	—	—	2.43	[5.36]	4.16	注4 [6.88]
1 8	2006	注4 [3.10]	—	—	—	3.02	[2.79]	3.76	注4 [3.07]
1 9	2007	注4 [-3.54]	—	—	—	3.18	[-0.53]	3.14	注4 [-3.38]
2 0	2008	注4 [-6.83]	—	—	—	1.20	[-3.89]	-0.23	注4 [-7.29]
2 1	2009	注4 [7.54]	—	—	—	1.50	[5.52]	-0.55	注4 [7.48]

- (注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。
2. 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月に厚生年金に統合された。
3. []内の数値は、時価ベースの運用利回りである。
4. 厚生年金、国民年金の平成13年度以降の運用利回りは、旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人(17年度以前は旧年金積立金運用基金)における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用利回りは、時価ベースの運用収入(参考値)を基にした修正総合利回りを計上している。

長期時系列表－2

1. 厚生年金保険

年度	収入										支出										収支残																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	保険料	国庫負担	利息及び配当金	基礎年金交付金	国共済連合会等拠出金収入	積立金相当額納付金	職域等費用納付金	制度調整交付金	解任年金徴収金	散積立金より受入	その他収入	合計	給付費	基礎年金拠出金	制度調整拠出金	その他支出	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
昭和45	747,945	27,812	249,612	750,987	158,883	2,201,975	2,857,255	923,535	1,311,503	1,321,542	1,511,268	1,784,624	2,108,510	2,399,665	2,692,425	2,992,147	3,329,443	3,641,042	3,787,679	3,826,824	3,915,945	4,028,510	4,242,696	4,488,567	4,820,874	5,010,347	5,261,183	5,484,260	5,683,791	5,879,784	6,048,989	6,203,979	6,350,979	6,496,816	6,635,864	6,770,913	6,896,958	7,016,997	7,135,036	7,248,075	7,358,114	7,464,153	7,562,192	7,655,231	7,745,270	7,832,309	7,916,348	8,000,387	8,080,426	8,157,465	8,232,504	8,305,543	8,377,582	8,448,621	8,518,660	8,588,699	8,657,738	8,725,777	8,792,816	8,858,855	8,924,894	8,990,933	9,056,972	9,122,011	9,187,050	9,252,089	9,317,128	9,382,167	9,447,206	9,512,245	9,577,284	9,642,323	9,707,362	9,772,401	9,837,440	9,902,479	9,967,518	10,032,557	10,097,596	10,162,635	10,227,674	10,292,713	10,357,752	10,422,791	10,487,830	10,552,869	10,617,908	10,682,947	10,747,986	10,813,025	10,878,064	10,943,103	11,008,142	11,073,181	11,138,220	11,203,259	11,268,298	11,333,337	11,398,376	11,463,415	11,528,454	11,593,493	11,658,532	11,723,571	11,788,610	11,853,649	11,918,688	11,983,727	12,048,766	12,113,805	12,178,844	12,243,883	12,308,922	12,373,961	12,438,999	12,504,038	12,569,077	12,634,116	12,699,155	12,764,194	12,829,233	12,894,272	12,959,311	13,024,350	13,089,389	13,154,428	13,219,467	13,284,506	13,349,545	13,414,584	13,479,623	13,544,662	13,609,701	13,674,740	13,739,779	13,804,818	13,869,857	13,934,896	13,999,935	14,064,974	14,129,999	14,195,024	14,260,049	14,325,074	14,390,113	14,455,152	14,520,191	14,585,230	14,650,269	14,715,308	14,780,347	14,845,386	14,910,425	14,975,464	15,040,503	15,105,542	15,170,581	15,235,620	15,300,659	15,365,698	15,430,737	15,495,776	15,560,815	15,625,854	15,690,893	15,755,932	15,820,971	15,886,010	15,951,049	16,016,088	16,081,127	16,146,166	16,211,205	16,276,244	16,341,283	16,406,322	16,471,361	16,536,400	16,601,439	16,666,478	16,731,517	16,796,556	16,861,595	16,926,634	16,991,673	17,056,712	17,121,751	17,186,790	17,251,829	17,316,868	17,381,907	17,446,946	17,511,985	17,577,024	17,642,063	17,707,102	17,772,141	17,837,180	17,902,219	17,967,258	18,032,297	18,097,336	18,162,375	18,227,414	18,292,453	18,357,492	18,422,531	18,487,570	18,552,609	18,617,648	18,682,687	18,747,726	18,812,765	18,877,804	18,942,843	19,007,882	19,072,921	19,137,960	19,203,000	19,268,039	19,333,078	19,398,117	19,463,156	19,528,195	19,593,234	19,658,273	19,723,312	19,788,351	19,853,390	19,918,429	19,983,468	20,048,507	20,113,546	20,178,585	20,243,624	20,308,663	20,373,702	20,438,741	20,503,780	20,568,819	20,633,858	20,698,897	20,763,936	20,828,975	20,894,014	20,959,053	21,024,092	21,089,131	21,154,170	21,219,209	21,284,248	21,349,287	21,414,326	21,479,365	21,544,404	21,609,443	21,674,482	21,739,521	21,804,560	21,869,599	21,934,638	22,000,000	22,065,000	22,130,000	22,195,000	22,260,000	22,325,000	22,390,000	22,455,000	22,520,000	22,585,000	22,650,000	22,715,000	22,780,000	22,845,000	22,910,000	22,975,000	23,040,000	23,105,000	23,170,000	23,235,000	23,300,000	23,365,000	23,430,000	23,495,000	23,560,000	23,625,000	23,690,000	23,755,000	23,820,000	23,885,000	23,950,000	24,015,000	24,080,000	24,145,000	24,210,000	24,275,000	24,340,000	24,405,000	24,470,000	24,535,000	24,600,000	24,665,000	24,730,000	24,795,000	24,860,000	24,925,000	24,990,000	25,055,000	25,120,000	25,185,000	25,250,000	25,315,000	25,380,000	25,445,000	25,510,000	25,575,000	25,640,000	25,705,000	25,770,000	25,835,000	25,900,000	25,965,000	26,030,000	26,095,000	26,160,000	26,225,000	26,290,000	26,355,000	26,420,000	26,485,000	26,550,000	26,615,000	26,680,000	26,745,000	26,810,000	26,875,000	26,940,000	27,005,000	27,070,000	27,135,000	27,200,000	27,265,000	27,330,000	27,395,000	27,460,000	27,525,000	27,590,000	27,655,000	27,720,000	27,785,000	27,850,000	27,915,000	27,980,000	28,045,000	28,110,000	28,175,000	28,240,000	28,305,000	28,370,000	28,435,000	28,500,000	28,565,000	28,630,000	28,695,000	28,760,000	28,825,000	28,890,000	28,955,000	29,020,000	29,085,000	29,150,000	29,215,000	29,280,000	29,345,000	29,410,000	29,475,000	29,540,000	29,605,000	29,670,000	29,735,000	29,800,000	29,865,000	29,930,000	29,995,000	30,060,000	30,125,000	30,190,000	30,255,000	30,320,000	30,385,000	30,450,000	30,515,000	30,580,000	30,645,000	30,710,000	30,775,000	30,840,000	30,905,000	30,970,000	31,035,000	31,100,000	31,165,000	31,230,000	31,295,000	31,360,000	31,425,000	31,490,000	31,555,000	31,620,000	31,685,000	31,750,000	31,815,000	31,880,000	31,945,000	32,010,000	32,075,000	32,140,000	32,205,000	32,270,000	32,335,000	32,400,000	32,465,000	32,530,000	32,595,000	32,660,000	32,725,000	32,790,000	32,855,000	32,920,000	32,985,000	33,050,000	33,115,000	33,180,000	33,245,000	33,310,000	33,375,000	33,440,000	33,505,000	33,570,000	33,635,000	33,700,000	33,765,000	33,830,000	33,895,000	33,960,000	34,025,000	34,090,000	34,155,000	34,220,000	34,285,000	34,350,000	34,415,000	34,480,000	34,545,000	34,610,000	34,675,000	34,740,000	34,805,000	34,870,000	34,935,000	35,000,000	35,065,000	35,130,000	35,195,000	35,260,000	35,325,000	35,390,000	35,455,000	35,520,000	35,585,000	35,650,000	35,715,000	35,780,000	35,845,000	35,910,000	35,975,000	36,040,000	36,105,000	36,170,000	36,235,000	36,300,000	36,365,000	36,430,000	36,495,000	36,560,000	36,625,000	36,690,000	36,755,000	36,820,000	36,885,000	36,950,000	37,015,000	37,080,000	37,145,000	37,210,000	37,275,000	37,340,000	37,405,000	37,470,000	37,535,000	37,600,000	37,665,000	37,730,000	37,795,000	37,860,000	37,925,000	37,990,000	38,055,000	38,120,000	38,185,000	38,250,000	38,315,000	38,380,000	38,445,000	38,510,000	38,575,000	38,640,000	38,705,000	38,770,000	38,835,000	38,900,000	38,965,000	39,030,000	39,095,000	39,160,000	39,225,000	39,290,000	39,355,000	39,420,000	39,485,000	39,550,000	39,615,000	39,680,000	39,745,000	39,810,000	39,875,000	39,940,000	40,005,000	40,070,000	40,135,000	40,200,000	40,265,000	40,330,000	40,395,000	40,460,000	40,525,000	40,590,000	40,655,000	40,720,000	40,785,000	40,850,000	40,915,000	40,980,000	41,045,000	41,110,000	41,175,000	41,240,000	41,305,000	41,370,000	41,435,000	41,500,000	41,565,000	41,630,000	41,695,000	41,760,000	41,825,000	41,890,000	41,955,000	42,020,000	42,085,000	42,150,000	42,215,000	42,280,000	42,345,000	42,410,000	42,475,000	42,540,000	42,605,000	42,670,000	42,735,000	42,800,000	42,865,000	42,930,000	42,995,000	43,060,000	43,125,000	43,190,000	43,255,000	43,320,000	43,385,000	43,450,000	43,515,000	43,580,000	43,645,000	43,710,000	43,775,000	43,840,000	43,905,000	43,970,000	44,035,000	44,100,000	44,165,000	44,230,000	44,295,000	44,360,000	44,425,000	44,490,000	44,555,000	44,620,000	44,685,000	44,750,000	44,815,000	44,880,000	44,945,000	45,010,000	45,075,000	45,140,000	45,205,000	45,270,000	45,335,000	45,400,000	45,465,000	45,530,000	45,595,000	45,660,000	45,725,000	45,790,000	45,855,000	45,920,000	45,985,000	46,050,000	46,115,000	46,180,000	46,245,000	46,310,000	46,375,000	46,440,000	46,505,000	46,570,000	46,635,000	46,700,000	46,765,000	46,830,000	46,895,000	46,960,000	47,025,000	47,090,000	47,155,000	47,220,000	47,285,000	47,350,000	47,415,000	47,480,000	47,545,000	47,610,000	47,675,000	47,740,000	47,805,000	47,870,000	47,935,000	48,000,000	48,065,000	48,130,000	48,195,000	48,260,000	48,325,000	48,390,000	48,455,000	48,520,000	48,585,000	48,650,000	48,715,000	48,780,000	48,845,000	48,910,000	48,975,000	49,040,000	49,105,000	49,170,000	49,235,000	49,300,000	49,365,000	49,430,000	49,495,000	49,560,000	49,625,000	49,690,000	49,755,000	49,820,000	49,885,000	49,950,000	50,015,000	50,080,000	50,145,000	50,210,000	50,275,000	50,340,000	50,405,000	50,470,000	50,535,000	50,600,000	50,665,000	50,730,000	50,795,000	50,860,000	50,925,000	50,990,000	51,055,000	51,120,000	51,185,000	51,250,000	51,315,000	51,380,000	51,445,000	51,510,000	51,575,000	51,640,000	51,705,000	51,7

2. 船員保険

(百万円)

年度	収 入				支 出			収 支 残	年 度 末 積 立 金
	保 険 料	国 庫 負 担	利 息 及 び 配 当 金	そ の 他 収 入	合 計	給 付 費	そ の 他 支 出		
昭和 45	18,951	1,373	5,931	0	26,255	7,232	28	21,978	110,757
46	22,974	1,498	7,467	0	31,938	8,173	26	28,305	138,940
47	26,860	1,829	9,127	0	37,816	9,736	29	31,633	169,933
48	32,060	2,565	11,273	0	45,898	13,375	31	36,825	206,379
49	44,197	5,421	13,762	144	63,525	25,568	271	38,696	244,563
50	48,148	7,125	16,534	237	72,044	33,935	517	33,111	276,919
51	59,195	9,163	19,079	458	87,896	45,332	138	36,168	312,964
52	68,183	12,613	21,719	347	102,862	58,017	340	38,867	351,534
53	69,262	15,301	23,823	758	109,144	70,023	162	27,050	378,208
54	69,623	18,830	24,480	420	113,353	80,029	1,271	20,768	397,485
55	76,831	22,286	26,224	1,506	126,847	97,999	3,023	15,182	410,679
56	87,346	26,795	27,869	2,096	144,106	118,503	3,193	17,966	426,886
57	89,484	27,324	28,198	365	145,370	135,213	1,233	11,119	437,123
58	88,977	32,989	28,164	...	...	151,032	...	...	436,807
59	88,307	40,974	27,183	...	...	171,041	...	...	426,898
60	89,108	3,014	25,521	...	...	196,725	...	...	394,223

- (注) 1. 収入・支出の両方に災害補償相当分を含む。
2. 収支残及び年度末積立金は船員保険特別会計としての額である。
3. 船員保険の年金部門は昭和61年4月に厚生年金に統合された。

3. 国家公務員共済組合

(1) 国家公務員共済組合連合会

(1) 国家公務員共済組合連合会																(百万円)		
年度	収入					支出					収支残	年度末 積立金						
	拠出保険料収入等 掛金 (本人負担)	負担金	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間 調整 交付金	財政調整 拠出金 収入	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金			保険者 拠出金	制度間 調整 拠出金	財政調整 拠出金	その他 支出	合計	
昭和 45	26,391	51,480	24,735	・	・	61,279	7,394	106,360	27,407	・	・	・	・	・	19	27,427	78,933	486,456
50	66,747	150,459	61,279	72,468	183,912	150,459	7,394	285,879	129,212	・	・	・	・	・	128	129,340	156,540	1,101,314
51	74,084	183,912	72,468	84,332	220,268	183,912	7,274	337,738	167,370	・	・	・	・	・	247	167,617	170,122	1,271,832
52	81,005	220,268	84,332	94,389	248,644	220,268	8,219	393,824	204,908	・	・	・	・	・	166	205,074	188,751	1,460,422
53	85,362	248,644	94,389	108,105	285,030	248,644	7,252	435,647	245,534	・	・	・	・	・	519	246,052	189,595	1,650,282
54	94,678	285,030	108,105	130,214	312,826	285,030	7,454	495,267	283,382	・	・	・	・	・	1,004	284,387	210,880	1,861,267
55	105,607	312,826	130,214	143,129	338,344	312,826	8,969	557,616	325,279	・	・	・	・	・	856	326,134	231,481	2,092,909
56	112,007	338,344	143,129	158,908	356,313	338,344	8,883	602,362	376,787	・	・	・	・	・	475	377,262	225,100	2,318,209
57	113,854	356,313	158,908	174,559	379,637	356,313	10,019	639,994	426,831	・	・	・	・	・	462	427,293	211,802	2,530,257
58	117,107	379,637	174,559	188,980	406,912	379,637	10,308	681,611	468,357	・	・	・	・	・	313	468,670	212,941	2,743,451
59	184,195	476,733	188,980	201,367	567,912	476,733	10,895	860,803	525,646	・	・	・	・	・	89,116	614,762	246,041	2,989,804
60	248,108	567,912	201,367	254,024	797,299	567,912	11,768	1,029,156	616,588	・	・	・	33,022	・	48,137	697,748	331,408	3,321,437
61	248,158	797,299	254,024	263,948	878,618	797,299	30,946	1,404,930	881,553	129,533	・	・	34,013	・	185	1,045,285	359,645	4,390,496
62	251,158	878,618	263,948	275,399	983,225	878,618	29,394	1,538,700	1,033,012	158,421	・	・	35,033	・	130	1,226,596	312,104	4,703,705
63	256,225	983,225	275,399	301,049	1,119,272	983,225	32,332	1,680,639	1,102,781	172,520	・	・	36,084	・	366	1,311,750	368,889	5,074,874
平成 元	291,879	958,759	301,049	346,257	1,199,272	958,759	39,280	1,727,891	1,195,036	171,520	・	・	37,167	・	3,950	1,407,673	320,218	5,395,551
	335,453	964,511	349,076	350,518	1,255,437	964,511	3,084	2,029,405	1,277,760	175,974	・	219,250	8,000	・	3,695	1,684,679	344,726	5,740,766
	349,080	988,442	349,716	350,518	1,255,437	988,442	3,612	2,159,508	1,352,994	188,292	・	294,240	8,000	・	3,826	1,847,353	312,156	6,052,921
	361,769	1,041,046	356,275	354,145	1,255,437	1,041,046	2,282	2,273,707	1,422,625	206,185	・	325,525	8,000	・	3,542	1,965,877	307,830	6,360,752
	373,163	1,073,415	354,145	354,145	1,255,437	1,073,415	2,557	2,342,025	1,474,022	217,012	・	345,161	4,000	・	3,925	2,044,120	297,905	6,658,657
	399,121	1,119,272	346,257	346,257	1,255,437	1,119,272	1,957	2,447,472	1,529,708	234,374	・	374,427	4,000	・	4,366	2,146,875	300,597	6,959,255
	451,781	1,159,673	346,347	346,347	1,255,437	1,159,673	1,823	2,592,442	1,600,454	262,396	・	413,976	2,000	・	3,555	2,282,380	310,062	7,269,317
	471,275	1,155,437	350,518	350,518	1,255,437	1,155,437	1,860	2,653,842	1,611,680	273,272	・	453,892	2,000	・	4,104	2,344,948	308,894	7,578,211
9	489,180	1,191,324	328,917	328,917	1,255,437	1,191,324	1,789	2,734,630	1,624,037	284,760	2,083	104,053	・	3,679	2,018,612	316,017	7,894,229	
10	492,401	1,218,502	272,830	272,830	1,255,437	1,218,502	1,773	2,723,339	1,651,671	307,463	2,527	17,706	・	4,511	1,983,879	239,461	8,133,689	
11	496,403	1,201,851	266,622	266,622	1,255,437	1,201,851	1,538	2,187,241	1,660,777	328,846	2,527	5,188	・	4,682	2,002,020	185,221	8,318,911	
12	509,192	1,204,083	249,858	249,858	1,255,437	1,204,083	145,289	2,316,753	1,680,029	353,454	2,527	・	・	4,569	2,040,579	276,174	8,595,085	
13	511,292	1,188,683	210,393	210,393	1,255,437	1,188,683	1,982	2,111,698	1,686,720	360,813	2,527	・	・	6,723	2,056,783	54,915	8,649,999	
14	505,336	1,177,559	216,862	216,862	1,255,437	1,177,559	2,317	2,095,567	1,685,208	371,894	2,249	・	・	11,537	2,070,888	24,678	8,674,678	
15	510,656	1,174,389	235,755	235,755	1,255,437	1,174,389	2,331	2,106,412	1,684,915	389,812	3,961	・	・	8,644	2,087,332	19,081	8,693,759	
16	509,821	1,156,354	210,947	210,947	1,255,437	1,156,354	2,571	2,123,384	1,677,860	419,213	2,790	・	・	13,926	2,113,788	9,596	8,703,354	
17	512,913	1,145,135	242,287	242,287	1,255,437	1,145,135	2,871	2,184,464	1,669,280	420,135	3,079	・	・	37,373	2,129,868	54,596	8,757,951	
18	515,619	1,136,788	260,666	260,666	1,255,437	1,136,788	2,996	2,152,057	1,668,638	420,968	3,109	・	・	3,546	2,096,261	55,796	8,813,746	
19	516,513	1,119,900	278,922	278,922	1,255,437	1,119,900	3,311	2,125,712	1,673,370	441,681	2,682	・	・	7,541	2,125,275	437	8,814,184	
20	520,838	1,050,884	171,190	135,019	1,255,437	1,050,884	3,347	1,952,661	1,673,624	449,289	2,679	・	・	70,171	2,195,762	-243,100	8,571,084	
21	515,323	1,099,354	150,848	126,068	1,255,437	1,099,354	3,749	1,983,761	1,677,506	481,072	2,770	・	・	27,731	2,189,079	-205,318	8,365,766	

(注) 1. 昭和59年4月に郵政省共済組合が加入した。
2. 平成12年度のその他収入には旧地方事務官移管金(1,436億円)を含む。

(2) 郵政省共済組合

年度	収 入					支 出				収 支 残	年 度 末 積 立 金
	拠出保険料収入等			利 息 及 び 配 当 金	そ の 他 収 入	合 計	給 付 費	そ の 他			
	掛 金 (本人負担)	負 担 金	計					支 出	合 計		
昭和 45	9,543	21,373	30,916	11,209	47	42,172	17,806	8	17,813	24,359	182,561
46	11,029	26,623	37,652	12,834	67	50,553	21,935	8	21,943	28,611	211,176
47	12,458	29,922	42,380	13,956	32	56,368	26,934	6	26,940	29,428	241,036
48	14,384	36,631	51,015	16,849	75	67,939	34,525	7	34,532	33,407	274,456
49	18,981	48,376	67,358	22,504	96	89,957	49,053	7	49,059	40,898	315,368
50	21,957	62,054	84,011	24,314	124	108,449	70,653	9	70,663	37,786	353,172
51	23,566	77,030	100,597	25,875	200	126,672	91,916	11	91,926	34,745	388,103
52	25,389	89,632	115,021	27,741	2,368	145,130	110,274	12	110,286	34,844	422,987
53	26,323	103,902	130,225	28,281	622	159,128	127,067	8	127,075	32,053	455,096
54	29,990	115,934	145,923	31,634	765	178,323	141,866	10	141,876	36,447	491,588
55	35,227	129,533	164,761	39,102	822	204,684	157,798	18	157,816	46,868	538,487
56	38,656	140,472	179,128	40,692	1,742	221,563	179,096	12	179,108	42,454	581,018
57	40,750	149,616	190,366	42,872	7,926	241,164	200,344	44	200,387	40,777	621,855
58	41,721	159,543	201,264	45,175	7,645	254,083	216,432	25	216,457	37,627	659,558
59	19	112,939	112,958	45,466	92,247	250,670	229,522	44	229,566	21,105	680,780
60	23	164,492	164,515	46,190	50,864	261,569	233,803	57	233,861	27,709	708,842

(百万円)

(注) 1. 郵政省共済組合は昭和59年4月に国家公務員共済組合連合会に加入した。

4. 地方公務員共済組合

年度	収 入					支 出					収 支 残	年 度 末 積 立 金						
	拠 出 金 (本人負担)	保 険 料 収 入 等 私 込 金	利 息 及 び 配 当 金	基礎年金 交 付 金	財政調整 拠 出 金	その他 収 入	合 計	給 付 費	基礎年金 拠 出 金	年金 保 険 者 拠 出 金			制度間 調 整 拠 出 金	財政調整 その他 拠 出 金	合 計			
昭和 45	87,376	182,046	1,874	66,962	•	•	441	338,699	96,806	•	•	•	•	823	97,629	241,070	1,213,586	
50	253,029	555,531	2,797	197,907	•	•	1,974	1,011,238	410,026	•	•	•	•	1,351	411,377	599,861	3,421,490	
51	278,830	674,441	4,247	235,900	•	•	972	1,194,390	551,172	•	•	•	•	1,336	552,508	641,881	4,067,430	
52	305,525	844,453	5,615	278,347	•	•	1,712	1,435,652	679,325	•	•	•	•	1,560	680,885	754,767	4,823,062	
53	326,004	954,579	5,723	321,224	•	•	2,206	1,609,737	802,756	•	•	•	•	1,893	804,649	805,087	5,628,126	
54	356,256	1,054,427	6,419	374,067	•	•	836	1,792,005	925,132	•	•	•	•	1,748	926,880	865,125	6,493,473	
55	411,153	1,203,174	7,634	454,103	•	•	1,402	2,077,465	1,064,816	•	•	•	•	1,480	1,066,296	1,011,170	7,504,886	
56	439,879	1,321,411	8,426	517,685	•	•	1,098	2,288,498	1,246,320	•	•	•	•	1,496	1,247,816	1,040,682	8,545,817	
57	445,689	1,369,328	8,492	588,127	•	•	1,132	2,412,768	1,442,689	•	•	•	•	1,385	1,444,075	968,693	9,514,461	
58	459,345	1,507,095	8,514	656,400	•	•	1,694	2,633,048	1,605,698	•	•	•	•	985	1,606,684	1,026,364	10,541,019	
59	536,713	1,686,457	8,176	787,500	•	•	1,533	3,020,378	1,793,778	•	•	•	•	1,146	1,794,924	1,225,454	11,701,904	
60	680,817	1,931,357	7,916	807,386	•	•	14,990	3,442,467	2,016,399	•	•	•	•	13,863	2,030,263	1,412,204	13,113,980	
61	701,288	2,093,391	7,803	872,616	199,461	•	23,890	3,898,448	2,046,634	357,538	•	•	•	16,741	2,420,913	1,477,535	14,592,179	
62	716,581	2,186,200	7,106	905,332	296,242	•	25,068	4,136,529	2,367,990	437,956	•	•	•	15,844	2,821,790	1,314,739	15,907,036	
63	734,110	2,328,591	7,615	951,781	273,873	•	27,378	4,323,348	2,515,087	463,764	•	•	•	15,526	2,994,378	1,328,970	17,235,898	
平成 元	824,406	2,547,882	7,286	1,049,141	249,536	•	26,650	4,704,902	2,712,037	462,413	•	•	•	20,798	3,195,248	1,509,653	18,745,724	
	1,002,836	2,578,089	6,992	1,179,703	368,622	•	27,067	5,163,309	2,898,758	486,359	•	•	•	20,527	3,423,618	1,739,692	20,485,949	
	1,047,759	2,680,552	6,755	1,240,998	424,511	•	8,516	5,409,093	3,098,659	526,974	•	•	•	2,567	3,649,799	1,759,293	22,245,465	
	1,086,673	2,823,406	6,536	1,248,995	462,893	•	8,925	5,637,429	3,299,999	584,263	•	•	•	2,492	3,908,344	1,729,084	23,974,902	
	1,119,817	2,899,617	6,294	1,228,493	462,351	•	12,158	5,728,729	3,448,572	622,423	•	•	•	2,102	4,091,342	1,637,387	25,612,458	
	1,201,192	3,008,220	•	1,160,026	473,611	•	10,156	5,853,205	3,616,974	665,187	•	•	•	3,406	4,303,755	1,549,449	27,162,201	
	1,360,370	3,199,456	•	1,154,270	527,577	•	3,915	6,245,588	3,817,568	735,103	•	•	•	2,963	4,567,451	1,678,137	28,840,558	
	1,408,046	3,310,441	•	1,090,983	537,066	•	3,377	6,349,913	3,880,497	772,787	•	•	•	3,213	4,668,308	1,681,605	30,522,019	
	1,473,163	3,390,803	•	1,100,889	520,826	•	3,454	6,489,134	3,937,609	802,125	19,750	•	•	4,283	4,765,753	1,723,381	32,245,483	
	1,487,724	3,379,887	•	1,053,483	503,467	•	3,491	6,428,052	4,052,290	855,753	23,528	•	•	6,489	4,938,061	1,489,992	33,735,760	
	1,496,501	3,356,694	•	1,210,895	495,581	•	3,744	6,563,416	4,117,695	914,453	23,528	•	•	9,024	5,064,700	1,498,716	35,234,559	
	1,484,459	3,313,927	•	932,812	479,621	•	5,785	6,216,604	4,142,973	970,302	23,528	•	•	163,788	5,300,592	916,013	36,150,657	
	1,483,454	3,310,036	•	787,165	454,478	•	3,380	6,038,513	4,200,502	986,094	23,528	•	•	•	52,414	5,262,539	775,975	36,926,665
	1,474,098	3,249,410	•	686,954	424,928	•	8,094	5,843,484	4,229,753	1,010,753	19,788	•	•	•	44,068	5,304,362	539,121	37,465,805
	1,471,785	3,161,261	•	699,988	394,630	•	3,107	5,730,771	4,261,828	1,055,670	18,782	•	•	•	30,581	5,366,860	363,911	37,829,707
	1,478,755	3,120,805	•	753,371	391,007	•	3,994	5,747,932	4,278,282	1,123,499	28,705	•	•	•	70,828	5,515,759	232,173	38,061,885
1,498,023	3,084,338	•	1,360,355	371,781	•	3,507	6,318,004	4,291,509	1,122,556	27,539	•	•	•	117,243	5,571,641	746,363	38,808,249	
1,509,883	3,051,564	•	1,564,510	334,234	•	3,580	6,463,772	4,314,901	1,115,898	27,224	•	•	•	80,781	5,564,923	898,849	39,707,096	
1,514,337	3,043,559	•	1,196,646	311,915	•	4,364	6,070,820	4,350,254	1,168,716	24,608	•	•	•	62,443	5,625,185	445,635	40,152,721	
1,505,541	2,920,738	•	524,206	291,172	•	9,976	5,251,633	4,391,733	1,199,466	22,149	•	•	•	71,385	5,884,323	-632,689	39,520,012	
1,471,690	3,080,789	•	501,375	275,147	•	4,980	5,333,981	4,469,357	1,256,041	14,462	•	•	•	88,420	5,928,516	-594,535	38,925,465	

(注) 1. 平成6年度以降の負担金には払込金を含む。
2. 平成12年度からの他支出には旧地方事務官移管金(1,436億円)を含む。
3. 昭和63年度から平成2年度の基礎年金拠出金は地方公務員共済組合連合会の各組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の合計であり、地方公務員共済組合連合会の基礎年金拠出金経理の基礎年金拠出金の額とは異なる。

5. 公共企業体職員等共済組合

(1) 合計

(1) 合 計															(百万円)		
年度	収 入					支 出					収 支 残 積 立 金						
	拠出保険料収入等 掛 金 (本人負担)	負担金	利息及び配当金	基礎年金 交付金	制度間 調整 交付金	長期 財政調整 交付金	その他 収 入	合 計	給 付 費	基礎年金 拠 出 金		制度間 調 整 拠 出 金	長期 財政調整 拠 出 金	そ の 他 支 出	合 計		
昭和 45	27,951	81,439	27,018	・	・	・	1,793	138,201	68,529	・	・	・	188	68,717	69,485	477,254	
46	32,914	96,469	31,942	・	・	・	2,132	163,456	82,380	・	・	・	226	82,606	80,850	558,563	
47	37,169	111,227	37,044	・	・	・	2,866	188,306	97,238	・	・	・	282	97,520	90,785	650,135	
48	43,101	131,565	41,771	・	・	・	2,919	219,356	122,238	・	・	・	327	122,565	96,792	747,022	
49	55,525	172,693	52,031	・	・	・	4,237	284,486	167,565	・	・	・	426	167,991	116,495	863,781	
50	63,587	201,554	58,027	・	・	・	5,680	328,848	231,908	・	・	・	669	232,577	96,271	960,202	
51	73,367	233,619	62,117	・	・	・	6,064	375,167	300,991	・	・	・	689	301,680	73,487	1,033,848	
52	79,290	261,125	66,662	・	・	・	7,070	414,147	362,234	・	・	・	722	362,956	51,191	1,085,236	
53	90,050	348,396	72,436	・	・	・	7,996	518,879	422,873	・	・	・	786	423,659	95,219	1,180,610	
54	92,563	384,906	78,316	・	・	・	9,090	564,875	480,532	・	・	・	879	481,411	83,465	1,264,337	
55	95,195	430,602	87,130	・	・	・	10,581	623,508	545,212	・	・	・	968	546,180	77,328	1,341,812	
56	112,700	515,228	91,722	・	・	・	12,489	732,139	633,689	・	・	・	1,124	634,813	97,326	1,439,390	
57	117,204	599,739	100,319	・	・	・	13,505	830,767	725,739	・	・	・	1,339	727,078	103,689	1,543,416	
58	120,781	682,732	111,240	・	・	・	14,653	929,407	813,327	・	・	・	1,508	814,835	114,572	1,658,302	
59	137,066	787,620	115,903	・	・	・	15,503	1,056,093	883,054	・	・	・	1,661	884,715	171,377	1,829,822	
60	149,665	795,154	127,603	・	・	17,088	16,618	1,106,129	972,222	・	・	9,368	1,800	983,390	122,738	1,766,327	
61	136,704	738,711	117,795	45,599	・	34,195	18,127	1,091,132	980,106	73,013	・	9,648	1,962	1,064,729	26,403	1,793,030	
62	127,235	819,254	103,478	67,563	・	47,770	17,953	1,183,254	1,116,736	86,363	・	9,938	1,875	1,214,912	-31,659	1,759,679	
63	130,613	847,666	99,306	103,417	・	61,373	19,395	1,261,771	1,135,818	83,580	・	10,236	1,842	1,231,475	30,295	1,785,309	
平成 元	144,045	858,445	103,703	117,354	・	72,489	19,620	1,315,656	1,160,207	77,187	・	10,543	1,846	1,249,784	65,872	1,849,239	
	2	163,823	840,105	96,489	127,669	197,270	8,000	18,580	1,185,088	85,367	100,107	0	2,010	1,372,573	79,363	1,927,126	
	3	172,430	835,208	115,142	150,283	251,543	8,000	186	1,532,792	1,210,143	90,966	134,947	0	3,317	1,439,373	93,419	2,020,543
	4	178,003	833,754	110,769	170,250	265,888	8,000	210	1,566,875	1,237,848	100,271	149,293	0	2,062	1,489,474	77,401	2,097,946
	5	181,978	846,537	111,609	191,406	256,963	4,000	269	1,592,763	1,249,957	105,458	157,996	0	2,181	1,515,591	77,171	2,175,117
	6	190,364	855,693	110,129	215,040	270,787	4,000	405	1,646,418	1,270,910	111,539	171,736	0	2,073	1,556,259	90,159	2,265,277
	7	210,380	888,679	106,735	237,204	254,933	2,000	349	1,700,279	1,303,999	121,782	190,180	0	2,123	1,618,084	82,195	2,347,472
	8	217,501	879,746	169,332	244,494	273,509	2,000	492	1,787,075	1,293,206	126,731	208,803	0	5,096	1,633,835	153,240	2,500,712

(注) 1. 公共企業体職員等共済組合は昭和59年4月に国家公務員共済組合に統合された。
 2. 昭和59年度以降は、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこの各共済組合の合計を計上した。
 3. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこの各共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。

(2) 日本鉄道共済組合

(2) 日本鉄道共済組合													(百万円)			
年度	収 入					支 出					収 支 残	年度末 積立金				
	拠出保険料収入等 掛金 (本人負担)	負担金	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調 交付金	長期 財政調整 交付金	その他 収入	合 計	給付費	拠出金			基礎年金 拠出金	制度間 調整 拠出金	その他 支出	合 計
昭和 45	17,797	54,864	15,515	・	・	・	0	88,176	53,431	・	・	・	11	53,442	34,734	259,342
46	20,875	64,706	17,966	・	・	・	0	103,547	64,195	・	・	・	10	64,205	39,343	298,782
47	23,133	74,043	20,625	・	・	・	0	117,802	75,955	・	・	・	9	75,964	41,838	340,709
48	26,346	86,984	23,252	・	・	・	2	136,583	95,356	・	・	・	17	95,373	41,210	382,010
49	33,332	113,414	29,198	・	・	・	26	175,969	131,486	・	・	・	33	131,519	44,450	426,570
50	37,759	132,290	30,696	・	・	・	4	200,749	182,931	・	・	・	42	182,972	17,777	444,492
51	43,922	155,512	30,182	・	・	・	0	229,615	238,394	・	・	・	72	238,466	-8,851	435,795
52	46,973	175,092	28,927	・	・	・	0	250,992	287,292	・	・	・	51	287,343	-36,351	399,634
53	56,148	257,781	30,998	・	・	・	0	344,927	336,559	・	・	・	73	336,632	8,296	408,082
54	57,050	286,017	32,613	・	・	・	0	375,680	382,949	・	・	・	73	383,022	-7,342	400,990
55	58,197	324,467	34,148	・	・	・	0	416,813	433,529	・	・	・	91	433,621	-16,808	384,313
56	69,368	395,967	34,214	・	・	・	0	499,549	503,951	・	・	・	136	504,087	-4,538	380,007
57	71,688	468,939	34,039	・	・	・	0	574,666	575,342	・	・	・	180	575,522	-856	379,461
58	74,476	541,451	34,563	・	・	・	0	650,491	642,819	・	・	・	152	642,972	7,519	387,270
59	83,126	622,745	35,806	・	・	・	0	741,676	691,055	・	・	・	176	691,231	50,446	437,846
60	82,834	599,857	36,944	・	・	・	0	736,723	755,060	・	・	・	142	755,202	-18,478	419,587
61	71,482	550,352	34,012	33,431	・	34,195	846	724,317	751,262	35,946	・	・	133	787,340	-63,023	356,820
62	59,766	620,593	21,533	52,458	・	47,770	256	802,375	846,992	40,287	・	・	31	887,309	-84,934	270,128
63	60,543	637,542	18,838	79,638	・	61,373	63	857,996	847,574	34,156	・	・	11	881,741	-23,745	240,814
平成 元	62,922	632,984	17,223	88,925	・	72,489	59	874,602	845,469	28,775	・	・	8	874,252	351	238,801
	71,094	599,461	11,512	94,963	135,200	8,000	54	920,284	848,504	35,208	39,367	0	923,079	-2,795	234,473	
	76,683	591,935	11,300	111,375	168,025	8,000	127	967,443	854,762	38,666	53,025	1,183	947,636	19,807	254,280	
	80,838	585,989	11,387	129,119	173,807	8,000	143	989,283	864,372	42,954	58,807	11	966,143	23,139	277,420	
5	83,976	592,597	10,578	145,385	159,201	4,000	159	995,896	865,296	46,096	62,201	41	973,634	22,262	299,682	
6	86,513	599,603	10,557	164,945	164,331	4,000	337	1,030,287	872,893	48,079	67,331	16	988,319	41,967	341,649	
7	92,683	615,472	8,751	183,994	136,602	2,000	258	1,039,761	885,598	52,538	74,602	17	1,012,756	27,005	368,654	
8	94,133	601,037	26,393	190,411	143,796	2,000	368	1,058,138	873,700	56,321	81,796	115	1,011,933	46,206	414,860	

(注) 1. 日本鉄道共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。

(3) 日本電信電話共済組合													(百万円)
年度	収 入					支 出							年度末 積立金
	拠出 掛金 (本人負担)	保険料収入等 負担金	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間 交付金	その他 収入	合 計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間 拠出金	長期 財政調整 拠出金	その他 支出	
昭和 45	8,726	22,384	9,364	・	・	1,704	42,177	11,836	・	・	・	177	182,602
46	10,429	26,865	11,538	・	・	2,028	50,859	14,206	・	・	・	214	219,402
47	12,240	31,532	13,692	・	・	2,743	60,208	16,567	・	・	・	265	263,473
48	14,672	37,796	15,410	・	・	2,811	70,690	20,928	・	・	・	305	312,933
49	19,521	50,287	19,223	・	・	4,062	93,093	27,972	・	・	・	391	377,815
50	22,782	58,689	23,143	・	・	5,598	110,213	37,851	・	・	・	624	449,554
51	26,018	66,128	27,414	・	・	6,016	125,576	48,306	・	・	・	577	526,251
52	28,629	72,765	32,807	・	・	6,881	141,083	58,008	・	・	・	606	608,723
53	30,068	76,422	36,301	・	・	7,913	150,703	66,894	・	・	・	684	691,850
54	31,559	83,800	40,206	・	・	9,078	164,643	75,676	・	・	・	804	780,024
55	33,004	90,327	46,987	・	・	10,574	180,893	87,070	・	・	・	876	872,983
56	38,314	100,063	51,219	・	・	12,470	202,066	101,452	・	・	・	988	972,622
57	40,335	109,844	60,058	・	・	13,473	223,710	118,073	・	・	・	1,158	1,077,126
58	41,166	116,769	70,233	・	・	14,593	242,762	134,637	・	・	・	1,335	1,183,931
59	47,756	137,786	73,703	・	・	15,457	274,701	153,184	・	・	・	1,423	1,304,035
60	59,177	156,314	83,665	・	・	16,556	315,711	174,288	・	・	8,455	1,574	1,262,258
61	57,993	152,116	78,273	9,268	・	17,248	314,898	185,333	33,544	・	8,708	1,688	1,347,917
62	60,415	159,499	74,574	11,096	・	17,651	323,236	218,115	42,050	・	8,969	1,823	1,400,217
63	63,052	171,213	74,051	18,901	・	19,296	346,513	234,512	45,381	・	9,238	1,819	1,456,671
平成 元	73,218	187,065	81,337	22,376	・	19,533	383,530	257,210	44,320	・	9,515	1,839	1,527,702
2	84,074	200,309	78,535	26,423	53,270	18,497	461,107	275,597	45,959	55,249	0	2,010	1,610,033
3	86,519	203,080	98,305	31,383	72,127	45	491,459	293,194	47,963	74,526	0	2,055	1,683,753
4	87,444	208,195	94,460	32,549	79,892	59	502,599	310,535	52,274	82,285	0	1,988	1,739,270
5	88,044	212,780	96,879	36,659	85,124	97	519,583	321,265	53,895	87,120	0	2,077	1,794,496
6	93,360	214,464	96,003	39,954	93,064	54	536,900	333,430	57,799	95,014	0	1,989	1,843,163
7	106,080	230,408	94,675	42,381	103,916	81	577,540	352,088	63,061	105,173	0	2,084	1,898,298
8	111,591	236,046	139,984	43,100	114,306	71	645,099	353,528	64,080	115,599	0	4,967	2,005,223

(注) 1. 日本電信電話共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。

(4) 日本たばこ産業共済組合

(百万円)

年度	収 入					支 出					収 支 残	年 度 末 積 立 金				
	拠 金 (本人負担)		利息及び 配当金		基礎年金 交付金	制 度 間 調 整 交 付 金	そ の 他 収 入	合 計	給 付 費	基礎年金 拠 出 金			制 度 間 調 整 拠 出 金	長 期 財 政 調 整 拠 出 金	そ の 他 支 出	合 計
	拠 金 (本人負担)	拠 金 (本人負担)	配 当 金	配 当 金												
昭和 45	1,429	4,191	2,139	2,139	・	・	89	7,848	3,261	・	・	・	0	3,261	4,586	35,310
46	1,610	4,898	2,438	2,438	・	・	104	9,050	3,979	・	・	・	3	3,982	5,068	40,380
47	1,795	5,653	2,726	2,726	・	・	123	10,296	4,717	・	・	・	8	4,725	5,571	45,953
48	2,083	6,785	3,108	3,108	・	・	106	12,083	5,953	・	・	・	5	5,959	6,124	52,079
49	2,673	8,992	3,611	3,611	・	・	149	15,424	8,107	・	・	・	2	8,109	7,316	59,396
50	3,046	10,575	4,188	4,188	・	・	77	17,886	11,126	・	・	・	3	11,129	6,756	66,156
51	3,428	11,979	4,522	4,522	・	・	47	19,976	14,291	・	・	・	40	14,331	5,645	71,803
52	3,687	13,267	4,928	4,928	・	・	189	22,073	16,934	・	・	・	65	16,999	5,073	76,878
53	3,835	14,193	5,137	5,137	・	・	84	23,248	19,421	・	・	・	30	19,450	3,798	80,678
54	3,954	15,089	5,497	5,497	・	・	12	24,553	21,907	・	・	・	2	21,909	2,643	83,323
55	3,994	15,807	5,995	5,995	・	・	7	25,803	24,612	・	・	・	0	24,613	1,190	84,516
56	5,017	19,198	6,290	6,290	・	・	19	30,524	28,286	・	・	・	0	28,286	2,238	86,761
57	5,181	20,955	6,222	6,222	・	・	32	32,391	32,324	・	・	・	2	32,325	66	86,829
58	5,138	24,512	6,444	6,444	・	・	60	36,154	35,870	・	・	・	21	35,891	263	87,100
59	6,184	27,090	6,394	6,394	・	・	47	39,715	38,815	・	・	・	63	38,878	837	87,941
60	7,654	38,984	6,994	6,994	・	・	62	53,694	42,875	・	・	913	85	43,872	9,822	84,482
61	7,229	36,244	5,510	5,510	2,900	・	33	51,917	43,511	3,523	・	940	141	48,115	3,801	88,293
62	7,054	39,162	7,372	7,372	4,009	・	46	57,642	51,629	4,027	・	969	21	56,646	996	89,333
63	7,018	38,911	6,417	6,417	4,879	・	36	57,262	53,732	4,043	・	998	12	58,785	-1,523	87,825
平成 元	7,905	38,395	5,143	5,143	6,053	・	28	57,524	57,529	4,092	・	1,028	0	62,649	-5,125	82,737
2	8,655	40,335	6,443	6,443	8,800	・	29	70,545	60,987	4,200	5,491	0	0	70,678	-134	82,620
3	9,228	40,194	5,537	5,537	7,525	11,392	14	73,891	62,188	4,337	7,395	0	78	73,998	-108	82,512
4	9,721	39,570	4,922	4,922	8,582	12,190	8	74,994	62,940	5,044	8,202	0	63	76,249	-1,255	81,257
5	9,958	41,161	4,152	4,152	9,362	12,638	13	77,284	63,396	5,466	8,675	0	63	77,601	-317	80,940
6	10,490	41,625	3,569	3,569	10,141	13,392	14	79,231	64,587	5,662	9,391	0	67	79,707	-475	80,464
7	11,617	42,799	3,309	3,309	10,829	14,415	10	82,978	66,313	6,183	10,405	0	22	82,923	55	80,520
8	11,777	42,662	2,954	2,954	10,984	15,408	53	83,838	65,977	6,330	11,408	0	13	83,728	110	80,630

(注) 1. 日本たばこ産業共済組合は平成9年4月に厚生年金に統合された。

6. 私立学校教職員共済制度

(百万円)

年度	収 入					支 出							収 支 残	年 度 末 積 立 金			
	掛 金	国庫負担	利息及 配当金	基礎年 交付金	制度間 調整 交付金	そ の 他 収 入	(再 掲) 都道府県 補助金		合 計	給 付 費	基礎年金 拠 出 金	年 金 保 険 者 拠 出 金			制 度 間 調 整 拠 出 金	そ の 他	
							合 計	支 出					合 計				
昭和 45	7,492	492	3,501	・	・	1,106	830	12,591	2,620	・	・	・	・	10	2,630	9,961	55,474
50	28,078	1,962	10,460	・	・	4,553	2,846	45,053	10,067	・	・	・	・	86	10,153	34,900	160,631
51	34,995	2,663	13,276	・	・	4,040	3,473	54,974	13,508	・	・	・	・	51	13,559	41,414	202,046
52	40,358	3,336	16,225	・	・	4,490	3,950	64,409	16,729	・	・	・	・	55	16,784	47,626	249,671
53	50,773	3,898	19,511	・	・	4,206	3,769	78,388	19,487	・	・	・	・	363	19,850	58,538	308,210
54	61,222	4,171	23,930	・	・	4,550	4,137	93,873	20,894	・	・	・	・	446	21,340	72,533	380,742
55	70,465	4,635	30,824	・	・	4,918	4,509	110,841	23,301	・	・	・	・	260	23,561	87,280	468,022
56	77,865	5,621	37,588	・	・	5,240	4,819	126,314	28,264	・	・	・	・	86	28,350	97,964	565,985
57	84,086	5,135	44,622	・	・	5,593	5,129	139,436	33,522	・	・	・	・	49	33,571	105,865	671,851
58	89,120	5,904	52,644	・	・	5,770	5,264	153,439	38,510	・	・	・	・	90	38,600	114,839	786,689
59	94,232	6,754	60,208	・	・	5,910	5,426	167,105	44,065	・	・	・	・	81	44,147	122,959	909,648
60	99,469	7,806	68,498	・	・	6,210	5,759	181,983	50,860	・	・	・	・	60	50,920	131,063	1,040,711
61	105,538	15,468	74,040	5,839	・	6,589	5,891	207,474	60,402	33,356	・	・	・	65	93,823	113,652	1,154,363
62	111,110	17,469	78,991	10,577	・	6,841	6,168	224,987	67,680	42,104	・	・	・	65	109,849	115,138	1,269,501
63	116,633	29,386	84,167	28,018	・	7,143	6,465	265,347	73,642	46,305	・	・	・	76	120,023	145,324	1,414,825
平成 元	123,374	21,562	94,918	29,021	・	7,754	6,865	276,628	82,291	47,825	・	・	・	81	130,197	146,432	1,561,256
	144,562	22,013	101,495	27,372	・	7,977	6,981	303,418	100,697	51,878	・	1,984	・	116	154,675	148,742	1,709,999
3	154,011	24,616	105,675	31,305	・	8,893	7,424	324,501	112,553	56,898	・	2,400	・	221	172,073	152,428	1,862,427
4	162,873	27,436	107,032	26,759	・	9,238	7,868	333,337	122,348	62,650	・	2,387	・	130	187,516	145,821	2,008,248
5	170,289	25,308	109,593	26,744	・	9,770	8,228	341,704	130,947	65,942	・	1,991	・	179	199,059	142,645	2,150,893
6	177,791	25,890	104,256	29,374	・	10,136	8,431	347,446	141,792	72,261	・	1,879	・	195	216,127	131,320	2,282,212
7	206,585	29,441	105,631	29,480	・	10,170	8,669	381,307	153,779	81,264	・	1,244	・	400	236,687	144,620	2,426,832
8	212,674	31,781	98,531	29,123	・	10,262	8,742	382,372	161,845	84,714	・	1,299	・	289	248,146	134,225	2,561,057
9	223,813	32,684	99,626	28,462	・	11,383	8,819	395,969	169,382	87,914	4,833	211	・	386	262,725	133,244	2,694,301
10	228,137	34,380	98,925	27,698	25	10,449	8,861	399,614	179,351	93,383	5,815	・	・	403	278,952	120,662	2,814,963
11	231,473	36,827	101,312	26,145	29	9,331	8,472	405,117	186,401	100,386	5,815	・	・	456	293,058	112,059	2,927,022
12	235,084	40,387	87,460	24,483	・	8,525	7,864	395,939	194,171	110,289	5,815	・	・	417	310,692	85,247	3,012,269
13	238,449	41,518	78,289	23,227	・	8,382	7,668	389,866	202,262	113,666	5,815	・	・	430	322,173	67,692	3,079,961
14	250,837	42,931	66,737	21,813	・	9,607	7,802	391,925	211,233	118,400	5,134	・	・	365	335,132	56,793	3,136,754
15	265,836	45,229	66,968	20,314	・	8,713	7,783	407,059	218,482	126,343	14,283	・	・	4,543	363,651	43,408	3,180,162
16	268,009	49,904	73,761	18,996	・	8,723	7,745	419,392	225,209	140,127	6,824	・	・	17,158	389,318	30,075	3,210,237
17	278,884	53,696	135,922	17,774	・	8,540	7,646	494,816	230,953	145,196	7,773	・	・	3,128	387,050	107,766	3,318,002
18	291,758	55,727	124,987	15,694	・	8,241	7,431	496,406	237,462	148,455	8,130	・	・	1,510	395,557	100,849	3,383,371
19	304,887	60,523	87,284	14,632	・	29,780	7,277	497,106	244,147	159,221	7,402	・	・	3,309	414,078	83,028	3,467,682
20	318,984	63,682	51,272	14,566	・	7,607	6,600	456,112	250,793	169,095	8,013	・	・	59,285	487,185	-31,074	3,436,608
21	329,950	92,498	44,012	12,543	・	7,883	6,849	486,885	257,937	185,059	9,647	・	・	63,524	516,167	-29,282	3,407,327

7. 農林漁業団体職員共済組合

(百万円)

年度	収 入						支 出						収 支 残	年 度 末 積 立 金	
	掛 金	国庫負担	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制 度 間 調 整 交 付 金	そ の 他 収 入	合 計	給 付 費	基礎年金 拠 出 金	年 金 保 険 者 拠 出 金	制 度 間 調 整 拠 出 金	そ の 他 支 出			合 計
昭和 45	19,222	1,114	7,740	・	・	25	28,100	6,048	・	・	・	546	6,594	21,506	121,560
46	22,715	1,441	9,529	・	・	15	33,700	7,708	・	・	・	608	8,315	25,385	146,945
47	26,798	1,847	11,022	・	・	604	40,271	9,398	・	・	・	681	10,079	30,192	177,137
48	31,745	2,462	13,217	・	・	602	48,027	12,534	・	・	・	801	13,335	34,692	211,829
49	40,695	3,701	16,869	・	・	1,695	62,960	18,848	・	・	・	963	19,811	43,149	254,978
50	52,587	5,272	21,267	・	・	1,142	80,268	26,616	・	・	・	1,204	27,820	52,448	307,426
51	62,853	7,255	25,448	・	・	1,380	96,936	36,781	・	・	・	1,300	38,081	58,855	366,281
52	70,780	8,967	29,807	・	・	1,007	110,560	45,498	・	・	・	1,435	46,933	63,627	429,908
53	78,282	10,522	33,506	・	・	1,526	123,835	52,953	・	・	・	1,746	54,699	69,136	499,044
54	84,555	12,321	38,291	・	・	1,743	136,910	62,729	・	・	・	1,626	64,355	72,556	571,600
55	91,004	14,316	45,619	・	・	1,142	152,082	72,090	・	・	・	1,684	73,774	78,308	649,907
56	107,513	17,193	51,459	・	・	2,895	179,060	86,387	・	・	・	1,742	88,129	90,930	740,837
57	115,254	15,377	58,253	・	・	2,335	191,219	101,124	・	・	・	1,647	102,771	88,448	829,286
58	120,210	17,606	66,765	・	・	1,915	206,495	115,224	・	・	・	2,101	117,325	89,170	918,456
59	124,663	19,670	72,840	・	・	1,733	218,905	127,965	・	・	・	2,289	130,254	88,651	1,007,107
60	129,449	22,558	76,222	・	・	4,119	232,348	146,407	・	・	・	2,053	148,460	83,888	1,090,993
61	162,511	30,666	78,280	22,037	・	8,222	301,716	157,467	51,133	・	・	2,202	210,802	90,914	1,181,903
62	170,034	33,761	79,266	33,597	・	9,458	326,116	183,794	63,621	・	・	2,323	249,738	76,379	1,258,288
63	174,181	65,177	80,302	29,066	・	9,402	358,128	198,441	67,447	・	・	2,564	268,451	89,677	1,347,963
平成 元	179,089	36,696	83,577	26,865	・	8,471	334,698	218,797	67,276	・	・	2,522	288,595	46,103	1,394,067
	224,400	37,752	86,199	38,126	・	7,294	393,770	236,472	71,249	・	1,311	2,531	311,564	82,206	1,476,273
	238,681	40,090	92,125	45,248	・	5,160	421,305	256,834	77,109	・	1,600	2,708	338,252	83,053	1,559,326
	251,044	44,384	90,528	57,309	・	5,387	448,653	277,261	85,679	・	1,597	2,855	367,392	81,261	1,640,586
	262,381	45,711	91,770	65,441	・	5,594	470,896	292,705	90,217	・	1,319	2,949	387,189	83,708	1,724,294
	269,859	47,921	86,197	67,836	・	5,642	477,454	313,055	97,140	・	1,305	3,146	414,646	62,808	1,787,102
	315,322	52,451	87,528	68,930	・	7,228	531,459	337,628	108,997	・	928	3,307	450,860	80,599	1,867,701
8	321,284	53,944	78,069	58,921	・	7,656	519,874	346,669	113,235	・	885	3,144	463,934	55,940	1,923,641
9	334,550	53,049	77,433	50,391	・	7,714	523,136	356,670	112,375	667	148	3,250	473,109	50,027	1,973,668
10	333,395	52,328	71,484	48,099	5,780	7,652	518,738	370,700	115,633	847	5,774	3,310	496,263	22,474	1,996,142
11	331,730	53,920	67,601	53,322	1,788	7,681	516,043	377,420	121,114	847	1,778	3,117	504,275	11,767	2,007,910
12	328,906	57,968	69,768	56,251	・	7,940	520,834	385,377	127,946	847	0	3,242	517,412	3,422	2,011,332
13	324,897	59,977	50,683	52,488	・	7,641	495,685	391,634	135,577	847	0	4,367	532,426	-36,740	1,974,592

(注) 1. 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金に統合された。

2. 昭和58年度の過年度過払戻入金(286百万円)は給付費と相殺せずに、その他収入に計上している。
なお、長期時系列表－1の給付費の表の昭和58年度の数値は相殺した額を計上しているため、それぞれの値は一致しない。

8. 国民年金

(1) 国民年金勘定

(百万円)

年度	収 入				支 出				収 支 残 積 立 金				
	保 険 料	国 庫 負 担	利 息 及 び 配 当 金	基 礎 年 金 交 付 金	積 立 金 上 受 入	そ の 地 収 入	合 計	給 付 費		基 礎 年 金 拠 出 金	そ の 他 支 出	合 計	
昭和 45	106,433	39,399	39,074	・	・	26	184,932	15,057	・	1,251	16,308	168,624	727,124
50	369,013	213,319	109,278	・	・	2,144	693,754	456,626	・	5,725	462,350	231,404	1,814,683
51	411,116	120,000	110,837	・	・	112,732	754,686	711,027	・	6,944	717,971	36,715	1,842,112
52	629,347	239,053	110,796	・	・	15,849	995,044	944,022	・	8,672	952,694	42,350	1,846,562
53	832,409	407,550	112,439	・	・	44,439	1,396,837	1,146,264	・	12,023	1,158,287	238,550	2,052,622
54	1,005,868	521,361	125,282	・	・	38,981	1,691,492	1,342,579	・	16,284	1,358,862	332,629	2,359,573
55	1,182,371	541,961	150,664	・	・	32,729	1,907,725	1,576,336	・	21,433	1,597,769	309,956	2,638,731
56	1,240,447	599,635	182,375	・	・	37,618	2,060,075	1,841,731	・	24,631	1,866,362	193,713	2,809,334
57	1,376,101	790,458	191,489	・	・	28,566	2,386,613	2,069,069	・	25,568	2,094,637	291,976	3,069,932
58	1,460,372	489,471	192,625	・	・	36,456	2,178,923	2,248,060	・	35,914	2,283,974	-105,051	2,927,573
59	1,500,687	695,719	184,063	・	・	42,149	2,422,618	2,424,456	・	37,355	2,461,810	-39,192	2,763,292
60	1,576,179	843,066	182,743	・	・	10,340	2,732,328	2,650,013	・	38,367	2,688,380	43,948	2,593,854
61	1,212,666	656,720	133,171	2,735,359	・	218,357	4,956,273	2,913,674	1,440,151	43,736	4,397,561	558,713	2,191,212
62	1,262,068	725,897	133,786	2,823,005	・	243,454	5,188,209	2,736,857	1,742,013	45,533	4,524,403	663,807	2,619,652
63	1,284,420	919,737	149,658	2,944,183	・	240,910	5,538,908	2,928,581	2,006,921	46,613	4,982,115	556,794	2,940,880
平成 元	1,284,127	970,035	151,408	2,991,732	・	240,187	5,637,490	3,071,318	2,004,961	45,517	5,121,796	515,693	3,221,582
2	1,305,264	954,757	173,652	3,041,094	・	240,024	5,714,791	3,172,816	1,850,325	47,804	5,070,945	643,846	3,631,712
3	1,450,501	1,068,288	205,708	3,276,871	・	238,581	6,239,949	3,264,977	1,965,573	50,967	5,281,517	958,432	4,357,171
4	1,541,601	1,155,029	255,112	3,266,673	・	238,238	6,456,652	3,276,256	2,125,998	53,975	5,456,229	1,000,423	5,127,519
5	1,646,594	1,238,236	278,925	3,158,728	・	237,378	6,559,861	3,234,283	2,318,813	57,274	5,610,370	949,491	5,846,811
6	1,729,585	1,088,933	304,284	3,132,807	・	235,564	6,491,173	3,218,343	2,537,141	59,700	5,815,184	675,988	6,371,211
7	1,825,122	1,184,556	318,373	3,186,850	・	105,093	6,672,993	3,219,325	2,705,517	69,196	5,994,037	678,956	6,951,616
8	1,920,898	1,467,872	329,609	3,039,463	・	105,650	6,863,492	3,104,236	2,732,338	82,552	5,919,126	944,366	7,849,328
9	1,945,339	1,332,231	340,452	2,843,477	・	55,738	6,517,237	2,978,332	2,835,175	88,615	5,902,122	615,115	8,468,289
10	1,971,603	1,326,490	336,751	2,782,607	・	4,419	6,421,869	2,893,295	2,960,658	80,817	5,934,769	487,099	8,961,937
11	2,002,527	1,322,664	323,554	2,674,773	・	4,119	6,327,638	2,778,099	2,971,637	82,692	5,832,428	495,210	9,461,724
12	1,967,841	1,363,651	282,834	2,570,129	・	4,334	6,188,789	2,645,403	3,092,488	98,241	5,836,132	352,657	9,820,796
13	1,953,760	1,430,706	226,287	2,424,547	・	3,564	6,038,864	2,513,268	3,287,082	120,117	5,920,467	118,397	9,949,015
[時価へへへ]			[124,560]		・		[5,937,136]					[16,670]	[9,734,832]
14	1,895,793	1,456,538	189,718	2,277,134	・	3,217	5,822,401	2,381,898	3,369,340	119,643	5,870,881	-48,481	9,910,835
[時価へへへ]			[-37,129]		・		[5,595,554]					[-275,328]	[9,469,806]
15	1,962,656	1,496,285	152,279	2,153,429	・	3,021	5,767,670	2,229,305	3,485,304	103,071	5,817,681	-50,011	9,861,172
[時価へへへ]			[448,168]		・		[6,063,559]					[245,878]	[9,716,031]
16	1,935,434	1,521,882	104,365	2,007,558	・	1,641	5,570,880	2,088,782	3,543,720	109,058	5,741,560	-170,680	9,699,148
[時価へへへ]			[265,417]		・		[5,731,932]					[-9,628]	[9,715,059]
17	1,948,002	1,702,013	135,747	1,876,341	453,864	1,495	6,117,461	1,952,711	3,897,559	374,254	6,224,525	-107,063	9,151,357
[時価へへへ]			[645,124]				[6,626,839]					[402,314]	[9,676,646]
18	1,903,806	1,797,136	196,468	1,710,801	282,814	25,429	5,916,455	1,814,902	4,100,247	120,696	6,035,846	-119,391	8,766,011
[時価へへへ]			[287,928]				[6,007,915]					[-27,931]	[9,382,776]
19	1,858,173	1,843,634	111,269	1,577,224	149,026	33,573	5,572,898	1,686,247	4,115,111	130,873	5,932,230	-359,332	8,269,194
[時価へへへ]			[-307,263]				[5,154,367]					[-777,863]	[8,467,428]
20	1,746,999	1,855,801	109,287	1,486,258	173,700	42,390	5,414,435	1,577,938	4,121,836	134,604	5,834,378	-419,944	7,691,959
[時価へへへ]			[-592,416]				[4,712,731]					[-1,121,647]	[7,188,490]
21	1,694,961	2,055,363	333	1,353,361	0	30,667	5,134,684	1,477,278	3,738,901	143,571	5,359,750	-225,066	7,482,179
[時価へへへ]			[529,565]				[5,663,917]					[304,167]	[7,507,942]

(注) 1. 平成17年度以降の簿価ベースの利息及び配当金には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成17年度は年金資金運用基金納付金)を加えたものを計上している。

- 平成17年度その他支出には、財政融資資金繰上償還等資金財源(2,632億円)を含む。
- 平成18年度その他収入には、旧年金資金運用基金の解散に伴い、年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入(239億円)を含む。
- 平成19年度以降のその他収入には、独立行政法人福祉医療機構納付金(平成19年度298億円、平成20年度353億円、平成21年度217億円)を含む。

(2) 基礎年金勘定

(百万円)

年度	収 入					支 出					収 支 残	年 度 末 積 立 金
	拠出金等収入			運 用 収 入	そ の 地 収 入	合 計	基 礎 年 金		そ の 他 支 出	合 計		
	基 礎 年 金 拠 出 金	特 別 国庫負担	計				給 付 費	基 礎 年 金 交 付 金				
昭和 61	4,688,883	352,853	5,041,737	53,775	2	5,095,514	452,061	4,549,056	2	5,001,119	94,395	724,608
62	5,863,292	398,164	6,261,457	52,071	95,612	6,409,140	661,972	5,484,377	689	6,147,038	262,102	724,608
63	5,978,630	458,809	6,437,439	62,775	263,599	6,763,814	777,915	5,457,942	456	6,236,314	527,500	724,608
平成 元	5,948,464	446,831	6,395,295	65,580	530,135	6,991,010	940,125	5,370,869	132	6,311,126	679,884	724,608
2	6,563,995	422,061	6,986,056	66,036	683,477	7,735,568	1,089,080	5,973,074	64	7,062,217	673,351	724,608
3	7,285,732	460,491	7,746,223	70,515	676,730	8,493,468	1,354,890	6,394,731	108	7,749,729	743,739	724,608
4	8,228,323	446,915	8,675,238	74,817	747,284	9,497,339	1,954,815	6,671,688	209	8,626,712	870,627	724,608
5	8,990,817	450,121	9,440,938	58,485	874,670	10,374,093	2,596,833	6,777,531	224	9,374,588	999,505	724,608
6	9,565,915	468,856	10,034,771	92,209	1,004,245	11,131,225	3,335,146	6,634,391	232	9,969,769	1,161,456	724,608
7	10,542,701	487,790	11,030,491	76,670	1,166,950	12,274,111	4,169,510	6,837,772	183	11,007,465	1,266,646	724,608
8	11,015,122	499,918	11,515,040	69,970	1,272,522	12,857,532	4,945,478	6,679,046	197	11,624,721	1,232,811	724,608
9	11,365,366	497,294	11,862,660	61,551	1,238,879	13,163,091	5,769,042	6,254,371	1,222	12,024,635	1,138,456	724,608
10	12,159,012	489,780	12,648,792	38,457	1,144,093	13,831,342	6,711,387	6,078,054	393	12,789,834	1,041,508	724,608
11	12,782,826	477,756	13,260,582	38,620	1,047,041	14,346,244	7,614,619	5,769,469	126	13,384,215	962,029	724,608
12	13,300,151	481,568	13,781,719	30,441	967,652	14,779,812	8,477,441	5,296,171	103	13,773,716	1,006,096	724,608
13	13,705,264	482,764	14,188,028	20,910	1,011,262	15,220,200	9,363,319	4,710,667	82	14,074,067	1,146,133	724,608
14	14,321,906	475,681	14,797,587	17,463	1,151,446	15,966,496	10,249,367	4,349,885	73	14,599,325	1,367,171	724,608
15	14,889,711	475,479	15,365,190	7,899	1,372,889	16,745,977	11,073,549	4,143,793	108	15,217,450	1,528,528	724,608
16	15,542,696	473,595	16,016,291	8,257	1,532,930	17,557,478	11,811,815	4,196,666	78	16,008,559	1,548,919	724,608
17	16,380,029	488,513	16,868,542	8,303	1,553,335	18,430,181	12,638,647	4,377,272	80	17,015,999	1,414,181	724,608
18	17,209,375	498,591	17,707,966	11,476	1,418,659	19,138,101	13,490,924	4,214,853	94	17,705,871	1,432,231	724,608
19	17,999,928	508,070	18,507,998	16,870	1,436,199	19,961,067	14,461,840	3,931,607	71	18,393,517	1,567,550	724,608
20	18,736,473	519,375	19,255,848	17,191	1,571,767	20,844,806	15,445,794	3,806,742	49	19,252,585	1,592,221	724,608
21	20,237,611	241,099	20,478,710	12,554	1,597,497	22,088,761	16,426,880	3,760,662	151	20,187,692	1,901,068	724,608

長期時系列表－ 3

年金扶養比率の推移

年度	厚生年金	厚生年金	旧船員保険	国共済	連合会	旧郵政	地共済	旧三共済	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ	私学共済	旧農林年金	国民年金	基礎年金
昭和 4 5	42.16	42.78	18.82	9.54	11.22	6.85	11.10	4.65	3.37	12.18	5.29	75.83	23.16	...	
5 0	22.64	22.90	10.60	5.79	6.42	4.58	8.04	3.76	2.59	9.86	3.75	51.91	11.63	9.48	
5 1	19.08	19.29	9.04	5.39	5.94	4.29	7.33	3.65	2.50	9.54	3.58	45.55	10.61	7.80	
5 2	16.44	16.61	7.81	5.06	5.55	4.08	6.85	3.47	2.36	9.09	3.40	41.42	9.87	6.94	
5 3	14.55	14.72	6.54	4.68	5.06	3.88	6.48	3.26	2.22	8.54	3.23	38.01	9.19	6.28	
5 4	13.30	13.45	5.77	4.37	4.72	3.64	6.07	3.03	2.05	7.92	3.00	34.86	8.52	5.67	
5 5	12.33	12.48	5.10	4.11	4.40	3.46	5.70	2.80	1.90	7.15	2.72	32.34	8.05	5.18	
5 6	11.36	11.51	4.35	3.85	4.10	3.29	5.31	2.54	1.70	6.51	2.39	29.63	7.42	4.78	
5 7	10.46	10.60	3.76	3.62	3.84	3.12	4.91	2.28	1.52	5.81	2.12	27.25	6.81	4.41	
5 8	9.53	9.66	3.21	3.41	3.61	2.94	4.57	1.99	1.30	5.13	1.89	24.24	6.21	4.08	
5 9	8.84	8.97	2.72	3.20			4.25	1.78	1.14	4.54	1.76	22.38	5.72	3.86	
6 0	8.15	8.29	2.23	2.97			3.97	1.42	0.83	3.95	1.57	20.69	5.33	3.67	
6 1	7.39			2.78			3.77	1.32	0.77	3.50	1.34	18.85	5.09		5.63
6 2	7.03			2.64			3.59	1.16	0.61	3.25	1.24	17.92	4.94		5.47
6 3	6.81			2.50			3.41	1.12	0.60	2.97	1.15	17.14	4.73		5.31
平成 元	6.64			2.38			3.26	1.08	0.60	2.68	1.06	16.30	4.57		5.16
2	6.51			2.26			3.15	1.04	0.58	2.50	0.96	12.86	4.44		4.99
3	6.40			2.21			3.04	1.04	0.59	2.35	0.99	12.21	4.30		4.88
4	6.14			2.16			2.94	1.04	0.61	2.20	1.02	11.60	4.23		4.68
5	5.83			2.11			2.86	1.04	0.62	2.10	1.04	10.97	4.15		4.49
6	5.53			2.08			2.79	1.02	0.64	1.93	1.03	10.34	4.00		4.31
7	4.98			1.99			2.64	1.02	0.65	1.83	0.99	8.15	3.83		4.15
8	4.76			1.97			2.59	1.02	0.66	1.82	0.97	7.47	3.68		4.00
9	4.28			1.95			2.52					7.06	3.49		3.83
1 0	4.01			1.92			2.45					6.70	3.35		3.69
1 1	3.79			1.91			2.40					6.36	3.24		3.57
1 2	3.57			1.89			2.32					5.98	3.09		3.43
1 3	3.33			1.85			2.24					5.65	2.93		3.29
1 4	3.17			1.81			2.16					5.60			3.16
1 5	3.00			1.76			2.09					5.34			3.05
1 6	2.91			1.73			2.00					5.14			2.96
1 7	2.87			1.71			1.95					5.02			2.87
1 8	2.82			1.68			1.89					4.88			2.77
1 9	2.74			1.62			1.79					4.67			2.67
2 0	2.60			1.58			1.69					4.49			2.55
2 1	2.47			1.53			1.60					4.32			2.45

(注) 1. 郵政共済組合は昭和59年4月に国共済連合会に、船員保険は昭和61年4月に厚生年金に、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金に、農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金に統合された。
2. 基礎年金は、被用者年金のみなし基礎年金に係る受給権者数を含む。

付属資料◆長期時系列

総合費用率の推移

(単位：％)

年度	厚生年金	(実績推計)	国共済	地共済	旧三共済			私学共済	旧農林年金
					日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ		
昭和 61	9.84		10.69	6.65	28.75	11.75	16.32	6.54	12.46
62	10.32		12.09	8.30	32.15	15.22	21.14	7.02	14.04
63	8.86		10.99	9.26	22.54	14.48	22.60	5.12	13.07
平成 元	10.63		14.56	8.63	19.31	15.37	25.85	6.21	16.63
2	10.52		15.56	10.55	37.11	15.09	30.69	8.12	16.65
3	10.79		16.32	10.85	33.10	15.85	28.89	8.46	17.04
4	11.17		16.58	11.18	32.14	17.02	28.77	9.19	17.02
5	11.61		16.71	11.71	31.65	17.21	27.03	9.70	16.93
6	12.41		17.14	12.46	29.14	18.39	27.23	10.15	17.83
7	13.75		18.66	13.20	31.29	19.67	27.92	10.79	19.33
8	14.63		19.19	13.10	31.38	19.37	28.11	11.16	20.48
9	15.11		19.13	13.45				11.83	21.68
10	16.35		19.45	14.54				12.53	23.04
11	16.96		20.32	15.35				13.12	23.46
12	17.86	18.5	20.89	16.14				13.80	24.10
13	18.77	19.6	21.54	16.71				14.27	25.33
14	19.82	20.7	22.12	17.54				14.21	
15	20.70	21.7	23.33	19.09				15.23	
16	21.35	22.3	23.05	20.61				15.49	
17	21.36	22.4	22.42	21.61				15.74	
18	21.42	22.3	23.51	22.38				15.98	
19	21.38	22.2	25.05	23.53				16.38	
20	21.69	22.7	26.57	25.62				16.77	
21	22.52	23.7	26.27	26.08				16.48	
総報酬ベース									
15	17.30	18.1	17.35	14.35				11.26	
16	17.83	18.6	17.14	15.42				11.55	
17	17.85	18.7	16.73	16.24				11.79	
18	17.89	18.6	17.59	16.79				12.03	
19	17.88	18.6	18.75	17.63				12.38	
20	18.23	19.0	19.92	19.17				12.73	
21	19.20	20.2	19.94	19.89				12.59	

独自給付費用率の推移

(単位：％)

年度	厚生年金	(実績推計)	国共済	地共済	旧三共済			私学共済	旧農林年金
					日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ		
昭和 61	7.26		8.51	4.73	25.89	9.63	13.93	4.53	9.73
62	7.18		9.46	6.01	28.34	12.54	18.37	4.61	10.73
63	6.01		8.20	6.88	19.41	11.78	19.83	2.59	9.65
平成 元	8.02		11.79	6.31	16.71	12.77	23.15	3.72	13.28
2	7.67		12.86	8.23	33.99	12.54	27.92	5.45	13.26
3	7.78		13.55	8.46	29.89	13.26	26.22	5.69	13.54
4	7.92		13.63	8.64	28.75	14.22	25.82	6.31	13.32
5	8.16		13.70	9.09	28.15	14.35	23.91	6.79	13.20
6	8.86		13.96	9.74	25.60	15.34	24.03	7.11	13.93
7	9.90		15.19	10.29	27.51	16.36	24.45	7.50	15.02
8	10.64		15.64	10.10	27.32	16.08	24.53	7.79	16.04
9	11.09		15.47	10.39				8.39	17.25
10	11.99		15.54	11.31				8.92	18.45
11	12.25		16.17	11.92				9.30	18.63
12	12.95	13.6	16.56	12.47				9.67	18.96
13	13.74	14.5	17.14	12.98				10.06	19.82
14	14.44	15.3	17.54	13.70				10.05	
15	15.07	16.0	18.42	14.99				10.86	
16	15.50	16.4	17.75	16.19				10.73	
17	15.47	16.5	17.24	17.26				10.99	
18	15.36	16.2	18.37	18.02				11.25	
19	15.17	16.1	19.67	18.91				11.44	
20	15.24	16.2	21.11	20.73				11.62	
21	16.58	17.7	21.56	21.93				12.00	
総報酬ベース									
15	12.59	13.4	13.70	11.27				8.03	
16	12.94	13.7	13.20	12.11				8.00	
17	12.92	13.8	12.87	12.97				8.23	
18	12.83	13.5	13.75	13.52				8.47	
19	12.69	13.4	14.73	14.16				8.64	
20	12.81	13.6	15.83	15.51				8.82	
21	14.13	15.1	16.36	16.73				9.17	

- (注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に、農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金に統合された。
2. 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。
3. 厚生年金の(実績推計)は、厚生年金基金が代行している部分を含めるなどしたものである。

収支比率の推移

(単位：％)

年度	厚生年金	(実績推計)	国共済	地共済	旧三共済			私学共済	旧農林年金	国民年金
					日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ			
昭和 61	61.45		56.29	35.99	136.01	63.93	80.42	39.06	64.74	71.46
62	64.44		63.20	44.72	160.35	81.35	95.48	41.65	72.22	66.62
63	66.43		68.84	47.81	117.00	80.97	107.56	30.18	67.45	74.72
平成 元	67.18		67.88	43.24	99.79	76.75	124.59	35.32	84.71	77.64
2	60.74		68.43	46.02	101.03	73.32	100.53	41.56	75.07	69.46
3	61.38		72.60	47.64	92.72	72.09	100.14	43.40	75.63	53.46
4	63.49		74.12	49.84	92.20	78.67	103.80	47.95	76.95	54.57
5	66.03		74.91	53.24	92.63	79.04	100.85	50.96	77.11	60.04
6	68.21		76.06	56.86	86.37	82.10	101.33	55.31	83.06	75.41
7	68.99		75.11	56.97	91.53	81.38	99.80	55.27	80.97	72.47
8	72.41		75.99	57.22	86.35	69.22	99.79	58.43	87.12	59.06
9	73.75		75.74	57.66				60.55	88.94	71.65
10	80.55		80.79	63.20				64.43	95.52	75.59
11	84.86		85.08	64.47				67.28	98.20	75.33
(時価)			(81.95)							
12	90.97		89.34	72.61				74.27	100.32	80.16
(時価)		(83.6)	(95.51)							
13	97.17		95.17	78.13				79.22	110.65	89.22
(時価)	(102.36)	(94.5)	(101.43)							(93.59)
14	104.74		97.24	84.26				82.99		96.74
(時価)	(119.23)	(111.4)	(100.61)					(108.15)		(108.55)
15	117.21		97.98	89.33				86.19		97.63
(時価)	(98.33)	(97.1)	(91.28)	(70.20)				(82.81)		(85.65)
16	124.27		98.30	93.49				86.77		103.10
(時価)	(113.1)	(112.3)	(96.87)	(83.09)				(78.56)		(95.56)
17	121.26		92.99	82.71				73.96		109.03
(時価)	(90.75)	(88.5)	(79.15)	(57.87)				(65.53)		(87.61)
18	115.18		95.65	79.95				76.06		114.61
(時価)	(107.39)	(104.1)	(96.42)	(83.35)				(73.20)		(109.83)
19	117.19		99.64	89.12				84.02		120.87
(時価)	(161.94)	(148.5)	(132.63)	(234.3)				(178.05)		(153.49)
20	116.26		114.52	112.51				92.78		127.01
(時価)	(203.62)	(196.7)	(196.53)	1,176.19				(511.38)		(204.20)
21	128.76		115.32	114.47				91.28		106.62
(時価)	(92.80)	(98.7)	(92.77)	(73.66)				(58.81)		(81.25)

積立比率の推移

(単位：倍)

年度	厚生年金	(実績推計)	国共済	地共済	旧三共済			私学共済	旧農林年金	国民年金
					日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ			
昭和 61	6.75		9.51	15.87	1.74	10.16	5.26	14.36	7.00	2.70
62	6.75		9.04	13.82	1.58	8.48	4.31	14.12	6.56	2.36
63	8.04		10.38	13.18	1.65	8.64	4.06	20.30	7.33	2.44
平成 元	6.78		8.43	15.04	1.69	8.33	3.36	17.79	6.06	2.64
2	6.70		7.97	12.69	0.86	8.45	2.66	14.84	5.98	3.14
3	6.63		7.78	12.84	0.88	8.23	2.64	14.75	5.90	4.10
4	6.65		7.83	12.99	0.93	7.95	2.52	13.98	5.93	4.44
5	6.76		7.91	12.94	1.00	8.06	2.58	13.68	6.01	4.44
6	6.64		7.89	12.60	1.14	7.73	2.52	13.39	5.83	3.81
7	6.26		7.39	12.23	1.18	7.38	2.42	12.87	5.48	4.10
8	6.18		7.38	12.83	1.27	7.55	2.43	12.98	5.37	5.23
9	6.12		7.63	13.00				12.73	5.25	4.79
10	6.04		7.75	12.58				12.45	5.10	4.85
11	6.18		7.57	12.36				12.26	5.09	5.11
(時価)			(7.72)							
12	6.08		7.33	12.38				11.93	5.02	5.24
(時価)		(7.5)	(7.51)							
13	5.92		7.31	12.26				11.72	4.84	5.05
(時価)	(5.85)	(7.3)	(7.42)							
14	5.63		7.23	12.00				11.41		4.93
(時価)	(5.51)	(6.9)	(7.28)							(4.83)
15	5.46		7.03	11.44				10.69		4.80
(時価)	(5.23)	(6.6)	(7.05)	(11.16)				(10.77)		(4.59)
16	5.25		7.17	10.86				10.49		4.69
(時価)	(5.19)	(6.4)	(7.28)	(10.89)				(10.63)		(4.62)
17	5.19		7.36	10.53				10.27		4.27
(時価)	(5.21)	(6.2)	(7.49)	(10.70)				(10.59)		(4.28)
18	4.88		7.08	10.56				10.28		3.80
(時価)	(5.17)	(6.2)	(7.41)	(11.24)				(10.76)		(4.02)
19	4.70		6.73	10.53				10.08		3.68
(時価)	(5.05)	(6.0)	(7.04)	(11.14)				(10.60)		(3.94)
20	4.47		6.34	10.07				9.92		3.51
(時価)	(4.58)	(5.5)	(6.40)	(10.00)				(9.82)		(3.59)
21	4.33		6.28	10.00				9.89		4.26
(時価)	(4.07)	(4.9)	(6.02)	(9.17)				(9.07)		(3.98)

- (注) 1. 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に、農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に厚生年金に統合された。
2. 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。
3. 厚生年金の(実績推計)は、厚生年金基金が代行している部分を含めるなどしたものである。

(参考) 最近の経済等の状況

年金の財政状況を見る上では、その背景となる実態経済の状況を把握した上で行う必要がある。以下は、最近の経済等の概要である。

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
①消費者物価増減率	(%、暦年)	-0.3	0.3	0.0	1.4	-1.4
②賃金指数の増減	(%、年度)	0.7	0.1	-0.7	-1.1	-3.3
③TOPIXの増減	(%、年度末)	46.18	-0.84	-29.22	-36.22	26.52
④日経平均株価の増減	(%、年度末)	46.20	1.34	-27.55	-35.26	36.75
⑤公定歩合	(%、年度末)	0.10	0.75	0.75	0.30	0.30
⑥実質GDP成長率	(%、年度)	2.3	2.3	1.8	-3.7	-1.9
⑦運用ベンチマーク	国内債券 (%)	-1.40	2.17	3.36	1.36	2.03
⑧	(年度) 国内株式 (%)	47.85	0.29	-28.05	-34.78	28.47
⑨	外国債券 (%)	7.73	10.24	-0.44	-6.56	0.82
⑩	外国株式 (%)	28.52	17.85	-16.80	-43.32	46.52
⑪円ドルレート	(円、年度末)	117.47	118.05	99.37	98.31	93.27
⑫完全失業率	(%、暦年)	4.4	4.1	3.9	4.0	5.1
⑬生産年齢人口	(千人、10月1日)	84,422	83,731	83,015	82,300	81,493
⑭合計特殊出生率	(暦年)	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37
⑮65歳の平均余命(男)	(年、暦年)	18.13	18.45	18.56	18.60	18.88
⑯同	(女) (年、暦年)	23.19	23.44	23.59	23.64	23.97

注：①、⑫、⑬は総務省、②、⑭～⑯は厚生労働省、⑤、⑪は日本銀行、⑥は内閣府、⑦～⑩は年金積立金管理運用独立行政法人（17年度以前は旧年金資金運用基金）の資金運用事業の状況により、それぞれNOMURA-BPI総合、TOPIX（配当込み）、シティグループ世界国債インデックス（除く日本）、MSCI-KOKUSAI（配当込み）である。

用語解説 (五十音順)

○解散厚生年金基金等徴収金

厚生年金基金が確定給付企業年金に移行する際、代行部分に関する権利義務は国に戻るが、それに伴って解散厚生年金基金等から国庫に納められるもの。物納による徴収分は、ここには含まず、直接積立金に入る。

○基礎年金給付費

昭和 60 年改正後の国民年金（新法国民年金）の老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の給付に要する費用のことであり、全国民共通の給付として年金特別会計基礎年金勘定から支払われる。

○基礎年金拠出金

基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費を公的年金各制度で分担して負担する分として、年金特別会計基礎年金勘定に納付する又は繰り入れる額のことである。

公的年金各制度は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額から所定の特別国庫負担の額を控除した額を、被保険者数（基礎年金拠出金算定対象者数）に応じて分担して負担する。ただし、毎年度の決算額は、前々年度の精算額と当年度の概算額をもととする額である（概算額と確定額の差額は、翌々年度に精算される。）。

●保険料・拠出金算定対象額

基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額から所定の特別国庫負担の額を控除した額

●基礎年金拠出金算定対象者

国民年金にあっては保険料納付済期間又は保険料 4 分の 1 免除期間又は保険料半額免除期間又は保険料 4 分の 3 免除期間を有する第 1 号被保険者（任意加入者も含む）、被用者年金にあっては第 2 号被保険者で 20 歳以上 60 歳未満の者及び第 3 号被保険者

●基礎年金拠出金単価

基礎年金拠出金算定対象者 1 人当り保険料・拠出金算定対象額

●各制度が負担する基礎年金拠出金額

基礎年金拠出金単価×当該制度の基礎年金拠出金算定対象者数

〔⇒図 2 公的年金制度の財政収支（概念図） 参照〕

○基礎年金交付金

昭和 60 年改正前の国民年金及び被用者年金（旧法年金）の給付費のうち基礎年金に相当する給付に要する費用（基礎年金相当給付費）に充てる分として、年金特別会計基礎年金勘定から国民年金（国民年金勘定）及び被用者年金各制度に繰り入れられる又は交付される額のことである。

〔⇒図 2 公的年金制度の財政収支（概念図） 参照〕

○基礎年金相当給付費〔＝みなし基礎年金給付費〕

昭和 60 年改正前の旧法による年金の給付に要する費用のうち、基礎年金に相当する給付に要する費用のことである。みなし基礎年金給付費ともいう。

○基礎年金費用率

自前で用意しなければならない費用のうち、基礎年金にかかる費用の、標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

○給付費

厚生年金にあつては「保険給付」に、国共済・地共済・私学共済にあつては「長期給付」に、国民年金（国民年金勘定）にあつては昭和 60 年改正前の旧法国民年金の「給付」及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の「給付」に、それぞれ要する費用のことである。

（留意点）

- ・国民年金（国民年金勘定）の給付費には、新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用（基礎年金給付費）は含まれず（これは年金特別会計基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費が含まれる。
- ・国民年金（国民年金勘定）の給付費には、老齢福祉年金の給付に要する費用は含まれない（福祉年金勘定に含まれる）。
- ・被用者年金各制度の給付費には、基礎年金給付費は含まれず（これは年金特別会計基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費が含まれる。
- ・被用者年金各制度の給付費には、原則 60～64 歳の者に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金の給付に要する費用が含まれるが、これには報酬比例部分のほか定額部分も含まれる。
- ・厚生労働省からの報告に基づいて、平成 16 年度以降の厚生年金の給付費には、厚生年金基金への政府負担金を含む。

〔⇒図 1 被用者年金の給付構造 参照〕

○金銭信託

信託の引受のときの財産が金銭である「金銭の信託」のうち、信託終了時に信託財産を金銭に換価し受益者に金銭で交付する信託。

○厚生年金基金の代行部分

「代行部分」、「免除保険料」の項を参照。

○厚生年金の実績推計

厚生年金の実績を平成 16 年財政再計算において作成される将来見通しと比較できるように加工したものである。

厚生年金の平成 16 年財政再計算では、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体について将来見通しが作成されている。さらに、将来見通しにおいて、返済期日の定まっていない国庫負担繰延額などの未収納部分については当初から積立金額に加算され、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、厚生年金の決算ベースの実績に以下の修正を加えた「実績推計」が作成されている。

1) 厚生年金基金の代行部分の取扱い

厚生年金の平成 16 年財政再計算では、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体について将来見通しが作成されていることから、以下のとおり修正を加える。

- 保険料収入に厚生年金基金に係る免除保険料を加える。
- 給付費に厚生年金基金から給付されている代行給付額（年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額）を加える。
- 積立金額に厚生年金基金の最低責任準備金を加え、運用収入にその修正等により発生したであろう運用収入を加える。
- 収入から解散厚生年金基金等徴収金を控除する。

2) 国庫負担繰延額などの取扱い

将来見通しにおいては、積立金額に国庫負担繰延額などの未収部分が加算されたものとして作成されていることから、以下のとおり修正を加える。

- 積立金額に国庫負担繰延額を加え（平成 17 年度までは公社未移換積立金残高も加える）、さらに、積立金に独立行政法人への出資金のうち将来の給付費等への充当を予定している分を加える。
- 収入から積立金相当額納付金及び積立金より受入を除き、独立行政法人福祉医療機構納付金（平成 18 年度については年金資金運用基金資産承継収入）を控除する（平成 17 年度については、その他支出から財政融資資金繰上償還等資金財源を控除する）。

3) 基礎年金交付金、職域等費用納付金の取扱い

将来見通しに基準をそろえるために、収入から基礎年金交付金及び職域等費用納付金を、給付費から基礎年金交付金相当額及び職域等費用納付金相当額を控除する。

○国民年金、国民年金（国民年金勘定）、国民年金（基礎年金勘定）

国民年金の被保険者は、第 1 号被保険者（第 2 号、第 3 号被保険者のいずれにも該当しない 20 歳以上 60 歳未満の者。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人など）、第 2 号被保険者（被用者年金の被保険者。ただし、65 歳以上で老齢給付の受給権を有する者は除く。）、第 3 号被保険者（第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上

60歳未満の配偶者)、任意加入被保険者である。

国民年金の給付には、基礎年金勘定から支給される全国民共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）がある。また、国民年金勘定から支給される第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）に係る付加年金等の国民年金独自の給付や、昭和60年改正前の旧法による年金の給付がある。

本報告では、基礎年金勘定に係る事項については「国民年金（基礎年金勘定）」と、国民年金勘定に係る事項については「国民年金」あるいは「国民年金（国民年金勘定）」と表記する。

なお、単に「国民年金」と呼ぶ場合には、国民年金全体という意味で用いる場合と、国民年金（国民年金勘定）という意味で用いる場合がある。

○国民年金の実績推計

国民年金の平成16年財政再計算では、国庫負担繰延額などの未収部分については当初から積立金額に加算され、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、国民年金の決算ベースの実績に以下の修正を加えた「実績推計」が作成されている。

1) 国庫負担繰延額などの取扱い

国民年金の平成16年財政再計算では、積立金額に国庫負担繰延額などの未収部分が加算されたものとして作成されていることから、以下のとおり修正を加える。

- 積立金額に国庫負担繰延額及び独立行政法人への出資金のうち将来の給付費等への充当を予定している分を加える。
- 収入から積立金相当額納付金及び積立金より受入を除き、独立行政法人福祉医療機構納付金（平成18年度については年金資金運用基金資産承継収入）を控除する（平成17年度については、その他支出から財政融資資金繰上償還等資金財源を控除する）。

2) 基礎年金交付金の取扱い

将来見通しにおいては、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されていることから、収入から基礎年金交付金を、給付費から基礎年金交付金相当額を控除する。

○国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金

●国共済組合連合会等拠出金収入

旧三公社共済組合（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合（平成9年4月）に伴う支援措置に基づき、厚生年金における国共済、地共済、私学共済及び農林年金から納付される拠出金収入の合計額のことである。

●年金保険者拠出金

旧三公社共済組合の共済年金の厚生年金への統合（平成 9 年 4 月）に伴う支援措置に基づき、国共済、地共済、私学共済及び農林年金の各制度における厚生年金に納付する拠出金のことである。この合計額は国共済組合連合会等拠出金収入と一致する。

○国共済と地共済の財政調整

国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、平成 16 年 10 月から実施されている両制度間の財政調整のことであり、費用負担の平準化のための財政調整（財政調整 A）と年金給付に支障を来さないための財政調整（財政調整 B）がある。この財政調整による拠出金が「財政調整拠出金」、その受入れ額が「財政調整拠出金収入」である。

○国共済＋地共済

国共済と地共済は、平成 16 年度から財政単位が一元化され、財政再計算では国共済と地共済の財政を一体として扱って将来見通しが示されており、参考として、国共済、地共済各々の将来見通しも示されている。一方、決算については国共済と地共済でそれぞれ個別に行われている。本報告では、国共済・地共済合算分を「国共済＋地共済」と表記することとし、国共済、地共済の決算ヒアリングの結果を基に「国共済＋地共済」の数値を作成し、国共済、地共済それぞれに加え、「国共済＋地共済」についても実績と平成 16 年財政再計算結果との比較を行う。

○国庫・公経済負担

公的年金各制度の基礎年金拠出金の 2 分の 1（従来は 3 分の 1 であったが平成 16 年度から段階的に引上げられ平成 21 年度に 2 分の 1 となった。なお、18 年度は約 35.8%（3 分の 1 + 1000 分の 25）、19 年度、20 年度は約 36.5%（3 分の 1 + 1000 分の 32）である。）に相当する額、被用者年金制度にあっては昭和 36 年 4 月前の加入期間に係る給付に要する費用（恩給公務員等期間に係る費用は除く。）の一定割合（厚生年金は 20%、国共済・地共済は 15.85%、私学共済・旧農林年金は 19.82%）に相当する額、国民年金にあっては国民年金の保険料免除期間に係る基礎年金給付費の全額（全額免除期間）又は^{注1} 5 分の 3（4 分の 3 免除期間）、3 分の 1（半額免除期間）、7 分の 1（4 分の 1 免除期間）、20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の一部など^{注2}を国庫又は地方公共団体等が負担するものとされており、これらの負担額のことである。

注1 国民年金保険料免除期間（平成21年度以降の免除期間）に係る国庫負担
（太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当）

[illegible]

(参考) 国民年金保険料免除期間 (平成 20 年度以前の免除期間) に係る国庫負担
(太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当)

[illegible]

* 平成16年度以降、従来の3分の1から段階的に引き上がった。

注2 上記以外の国庫・公経済負担の例

- ・旧法国民年金の保険料免除期間に係る給付費に対するもの、旧法障害福祉年金等の 20/100*、優遇分（いわゆる嵩上げ（カサ上げ）加算分）の 4 分の 1 及び 5 年年金の 8 分の 1
 - ・旧法被用者年金の老齢年金に相当する分のうち国民年金の嵩上げ相当分の 4 分の 1
 - ・新法国民年金の付加年金に対するもの
- など

* 平成17年度までは40/100、平成18年度は38/100、平成19・20年度は37/100。

○国庫負担の繰延べ

過去においては、国の厳しい財政状況に鑑み、年金財政に支障が生じないよう配慮しつつ、やむを得ない措置として、厚生年金・国民年金の国庫負担の一部が繰延べられた年度がある。平成 23 年 6 月時点での未返済金は、元本ベースで厚生年金 2 兆 6,350 億円（平成 7～10 年度分）、国民年金 4,454 億円（平成 6～7 年度分）となっており、返済については年金財政の安定が損なわれることのないよう、運用収入相当額を含め

後日返済されることが法律に明記されている。

○財政検証

平成 13 年 3 月 16 日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時に行う検証のことである。平成 16 年財政再計算については、平成 18 年 1 月 12 日に、平成 21 年財政検証・財政再計算については平成 23 年 3 月 28 日に検証の報告が行われている。また、旧社会保障制度審議会年金数理部会においても、平成 8 年 3 月 8 日付けの閣議決定において、同様のことを行うこととされていた。

なお、平成 16 年の制度改正により保険料水準固定方式となった厚生年金、国民年金においては、今後は財政再計算の仕組みに代わって、少なくとも 5 年ごとに、「財政の現況及び見通しの作成」を行うこととなった。このことについて財政検証と呼ばれる場合もある。

○財政再計算

公的年金の保険料(率)及び財政見通しは、給付に要する費用額等を予想し、将来にわたって財政の均衡が保たれるように計算されるものであるが、実際の被保険者数や受給者数、財政状況は必ずしも予想どおりとはならず、その場合、予定した長期的な収支均衡が図れない恐れがあることになるので、少なくとも 5 年に一度、経済社会の変化・事業状況に基づき予想の前提を改めた上で再度計算し、収入と支出の長期的均衡が図られるよう、保険料(率)及び財政見通しを見直している。これが財政再計算である。給付設計の見直しなどの制度改正も併せて行われることが多い。

なお、平成 16 年の制度改正で保険料水準固定方式となった厚生年金、国民年金は、今後は財政再計算の仕組みに代わって、「財政の現況及び見通しの作成」を行うこととなった。

○財政の現況及び見通し

平成 16 年の制度改正で、厚生年金、国民年金については、今後は財政再計算の仕組みに代わって、少なくとも 5 年ごとに、財政の現況及び財政均衡期間における見通し（以下、「財政の現況及び見通し」という。）の作成を行うこととなった。ここで、財政均衡期間とはおおむね 100 年間とされ、また、この財政の現況及び見通しが作成された場合は、速やかに公表するものとされている。なお、この財政の現況及び見通しの作成時の次の作成時までの間に所得代替率が 50%を下回るような給付水準となることが見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

○実質的な運用利回り

年金制度においては、名目運用利回りが名目賃金上昇率を上回る分のことを実質的な運用利回りという。

$$\text{実質的な運用利回り} = (1 + \text{名目運用利回り}) / (1 + \text{名目賃金上昇率}) - 1$$

長期的にみると、年金給付費は名目賃金上昇率に連動して増加する。また、保険料及び国庫・公経済負担も名目賃金上昇率によって増加する。したがって、積立金の相対的水準が実績と将来見通しとで変わらないことを確認するためには、名目賃金上昇率の乖離分を取り除いて考えることが適当である。

このため、実績と財政再計算結果との比較に当たり、運用利回りの実績を財政再計算が前提としている運用利回りと比較する際は、実質的な運用利回りについて行うことが適当である。

○実質的な支出

年金制度が、その本来の姿で、すなわち保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} &= \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ &\quad + \text{制度間調整拠出金}^{\text{注}} - \text{制度間調整交付金}^{\text{注}} \\ &\quad + \text{年金保険者拠出金} - \text{国共済組合連合会等拠出金収入} \\ &\quad + \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\ &\quad \quad \quad - \text{追加費用} \\ &\quad \quad \quad - \text{職域等費用納付金} \\ &= \text{基礎年金拠出金} + \text{独自給付費} \end{aligned}$$

なお、「実質的な支出」における「実質的な」は、制度が社会保険方式として負担するという意味の「実質的な」であって、「実質的な運用利回り」における「実質的な」とは意味が異なる。

注 制度間調整拠出金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成 9 年 4 月 1 日廃止）に基づき、下記調整交付金に要する費用に充てるため、厚生年金、各共済組合が厚生年金の制度間調整勘定に繰り入れる又は拠出する額のことである（精算措置があるため平成 11 年度まで発生する。）。

また、制度間調整交付金とは、同法に基づき、厚生年金の制度間調整勘定から厚生年金、各共済年金に繰り入れられる又は交付される額のことである（精算措置があるため平成 11 年度まで発生する。）。

なお、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置とは、老齢・退職年金のうち制度共通部分に係る費用負担を調整するもので、平成元年の年金制度改正において、公的年金一元化が行われるまでの当面の地ならし措置として導入された。昭和 59 年の国家公務員共済組合法と公共企業体職員等共済組合法の統合に伴い、旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）が国共済の下に入り給付が揃えられることとなった際、国共済、日本たばこ共済、日本電電共済から国鉄共済に財政援助が行われることとな

ったが、この財政援助を拡大したものである。平成2年度から始まったが、平成9年度から旧三公社共済統合に伴う支援措置が始まった際に廃止となった。

○収支比率

保険料収入と運用収入の計に対する、実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）の比率である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

○償却原価法

債券を額面金額よりも低い金額又は高い金額で取得した場合、差額が発生するが、これらの差額を償還期までに每期、一定の方法で収益又は費用に加減する評価方法。

○承継資産

旧年金福祉事業団が財政投融资制度を通じて資金を借り入れ行っていた資金運用業務を、平成13年度に旧年金資金運用基金（平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人）が引き継いだことに伴い、同基金が旧年金福祉事業団から承継した資産（当初約26兆円）のことである（財政融資資金（旧年金資金運用部）への借入金の返済義務という債務と共に引き継いでいる）。この資金運用業務は、借入金の返済が終了する平成22年度まで継続されることになっている。旧年金資金運用基金（平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人）は、平成13年4月に設立された厚生年金及び国民年金の年金積立金の運用を行う組織で、旧年金福祉事業団から承継した資産の運用も併せて行っている。

○証券投資信託

不特定多数の投資家の少額資金を集積して巨額の資金（ファンド）とし、これを証券投資の専門家の手に委ねて分散投資することで得た利益を、出資の割合に応じて投資家に還元する信託。

○職域等費用納付金

平成9年4月に厚生年金に統合された旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金（統合時点で受給権が発生しているものに限る。）は、統合前の国家公務員等共済組合法による職域年金部分及び恩給公務員期間等に係る部分も含めて厚生年金が引き継いで支給するものとされているが、このうち職域年金部分及び恩給公務員期間等に係る部分の給付に要する費用に充てる分として、旧三公社共済の存続組合が厚生年金に納付する額のことである。

○職域年金部分、職域部分

現行制度における共済年金の報酬比例部分の額は、厚生年金の給付乗率と同じ給付乗率で計算される額（厚生年金相当部分）に、別に定められた給付乗率を用いて計算される額を加算したものであるが、その加算額のことである。

このような形となったのは、昭和 61 年 4 月の基礎年金導入以後である。基礎年金導入に伴い、それまでの共済年金は、基礎年金の上乗せ分として報酬比例年金を給付する新共済年金に改められたが、その報酬比例年金については、厚生年金と同じ年金額計算式からなる分に職域年金分が加算される仕組みとなった。厚生年金と同じ算式による厚生年金相当分を 2 階部分、さらにその上乗せである職域年金部分を 3 階部分といふことがある。職域年金部分があるのは、元来、共済年金は、公的年金としての性格を有すると同時に、公務員制度等の一環としての年金制度という性格を有していることによる。なお、職域等費用納付金の額の計算の際に行われているように、旧共済年金についても、所定の方法で厚生年金相当分と職域部分に分けて取り扱う場合がある。

【退職共済年金における厚生年金相当部分と職域年金部分の給付乗率】（千分比）

適用する 組合員期 間 ^{注2}	平成12年改正（5%適正化）後の 年金額計算用			平成12年改正前の従前額計算用 （従前額保障の仕組みがある）		
	厚生年金 相当部分	職域年金部分		厚生年金 相当部分	職域年金部分	
		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者
平成15年 3月以前	9.5 ^{注1}	0.475	0.238	10.00	0.5	0.25
	7.125	1.425	0.713	7.5	1.50	0.75
平成15年 4月以後	7.308	0.365	0.183	7.692	0.385	0.192
	5.481	1.096	0.548	5.769	1.154	0.577

注1 生年月日に応じて異なる。

注2 平成 15 年 4 月の総報酬制導入に伴い、年金額は組合員期間を標準報酬月額を用いる 15 年 3 月以前の期間と賞与を含んだ標準報酬を用いる 15 年 4 月以後の期間とに分けて計算される。

○政府負担金

昭和 60 年改正以降、厚生年金基金が代行給付を支給するにあたり、免除保険料でその財源が手当てされなかった部分に関し、経過的な財源調整措置として、給付時に政府が負担することとなった額のことである。

老齢厚生年金の給付乗率は生年月日及び加入期間の区分に応じて定められているが、免除保険料の算定基礎となる給付の範囲は、昭和 60 年度以前の期間は 8/1000、昭和 61 年度から平成 14 年度までの期間は 7.5/1000、平成 15 年度から 16 年度までの期間は 5.769/1000、平成 17 年度以降の期間は 5.481/1000 が基準となっている。このため、生年月日等に応じて定められている代行給付の給付乗率のうち免除保険料で賄えない部分の費用について、政府が年金特別会計厚生年金勘定から政府負担金を交付するこ

とによって、財源を手当てすることになっている。

〔「代行部分」、「免除保険料」の項を参照。〕

○総合費用率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）の標準報酬総額に対する比率である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当することから、純賦課保険料率と言われることもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

なお、自営業者等を対象とする国民年金については、標準報酬という概念がないことから、総合費用率は定義されない。

○第一種被保険者、第二種被保険者

厚生年金における被保険者の種類区分の一つ。第一種から第四種被保険者と船員任意継続被保険者がある。船員と坑内員が第三種被保険者、任意継続被保険者が第四種被保険者であり、第三種被保険者、第四種被保険者および船員任意継続被保険者以外の被保険者のうち、男子の被保険者を第一種被保険者、女子の被保険者を第二種被保険者という。

○代行部分

老齢厚生年金（報酬比例部分）の給付のうち、厚生年金基金が国に代わって支給する部分（物価水準の変動に対応した給付改善分（スライド部分）と過去の賃金水準を現在の水準に見直すことによる給付改善分（再評価部分）を除いた部分）のことである。代行部分の給付は、免除保険料と経過的な政府負担金で賄われる。

〔「免除保険料」、「政府負担金」の項を参照。〕

○単年度収支状況

年金数理部会が公的年金各制度から報告を受けた財政収支状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したものである。これは、厚生年金、国民年金（国民年金勘定）の「積立金より受入」及び国民年金（基礎年金勘定）の「前年度剰余金受入」を除いて算出した単年度の収支状況を示している。

○追加費用

国共済と地共済の制度発足（それぞれ昭和 34 年、同 37 年）前の恩給公務員期間等に係る給付費について、国及び地方公共団体等が当時の事業主として負担している費用のことである。整理資源ということもある。

○通老・通退相当

「老齢・退年相当と通老・通退相当」の項を参照。

○積立金相当額納付金

平成9年4月の旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧三公社共済の存続組合が分割して行っている納付金と、平成14年4月の旧農林年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧農林年金の存続組合が納付した概算納付金及び精算納付金のことである。

なお、旧日本電信電話共済は平成18年度が分割の最終年度であった上、旧日本鉄道共済が平成18年度に残額を一括納付したことにより、平成18年度をもって積立金相当額納付金の支払は全て完了した。

○積立度合

前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを示す指標である。

$$\text{積立度合} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}}$$

○積立比率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する前年度末に保有する積立金の比率である。前年度末の積立金が、当年度の実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分の何年分に相当するかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

○独自給付費

実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したもののことである。実質的な支出から制度横断的に給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に係る負担（基礎年金拠出金）を除外したものである。

$$\text{独自給付費} = \text{実質的な支出} - \text{基礎年金拠出金}$$

○独自給付費利用率

独自給付費のうち保険料収入・運用収入によって賄う部分（すなわち独自給付費から国庫・公経済が負担する部分を除いたもの）の標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \left(\frac{\text{国庫・公経済}}{\text{負担分除く}} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

○特別国庫負担

本文「図表 2-1-20」の特別国庫負担など、基礎年金拠出金を算定する際に基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計から控除する額のことを特別国庫負担と呼ぶ（基礎年金拠出金の2分の1（従来は3分の1であったが平成16年度から段階的に上げられ平成21年度に2分の1となった）に相当する額に係る国庫負担は、ここには含まれない。）。国民年金の保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や5年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金給付費又は基礎年金相当給付費に含まれる費用に関する国庫負担のことである。

なお、このほかに、国民年金の付加年金に係る給付費や被用者年金の昭和36年4月前期間に係る給付費など、基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費に該当しない給付費に関する国庫負担もある。

〔⇒補足 国庫が負担する費用一覧 参照〕

○特別支給の老齢・退職年金

昭和60年の制度改正により、老齢・退職年金の支給は原則65歳からになったが、旧制度から新制度に移行する間、経過的に60～64歳の間に支給される、いわゆる「60歳代前半の老齢厚生年金・退職共済年金」のことである。65歳以降支給される「本来支給」に対して、「特別支給」として区別される。特別支給の老齢・退職年金は、加入期間に応じて計算される「定額部分」、平均標準報酬額と加入期間に応じて計算される「報酬比例部分」、「加給年金^注」で構成される。

特別支給の老齢・退職年金は、定額部分の支給開始年齢が平成13年度から、報酬比例部分の支給開始年齢が平成25年度から、それぞれ生年月日に応じて61歳から64歳に段階的に引き上げられ、最終的には65歳支給開始の本来支給の年金のみとなる。なお、厚生年金のうち女性についてはそれぞれ5年遅れで引き上げられる。

〔⇒図3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢 参照〕

注 加入期間が20年（中高齢の特例の場合15～19年）以上ある年金の場合、生計を維持されている65歳未満の配偶者または18歳未満（18歳の誕生日の属する年度末まで）の子、20歳未満で1級・2級の障害の子がいるときに加算される年金額。

○独立行政法人福祉医療機構納付金

旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を平成18年度以降は独立行政法人福祉医療機構が承継しており、当該業務で回収された回収金が年金特別会計へ納付されたもの。

(補足)

平成 17 年度末に旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、年金住宅等融資事業等に係る財政融資資金からの長期借入金の繰上償還を行うなど、事業の廃止に必要な費用等を平成 17 年度に厚生年金、国民年金から支出した（財政融資資金繰上償還等資金財源）ため、平成 18 年度以降は、回収金が厚生年金、国民年金の収入として計上される。

なお、平成 18 年度については、「旧年金資金運用基金の解散に伴い年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入」（年金資金運用基金資産承継収入）という名称で、それぞれの会計に計上された。

○年金種別費用率

実質的な支出の中で自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額の、標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{老齢費用率} = \frac{(\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}) \text{のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{(\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}) \text{のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{(\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}) \text{のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

（注：拠出金は、老齢給付・障害給付・遺族給付のいずれにも含まれない）

年金制度の成熟の度合を示す指標である年金扶養比率を見る際に、遺族年金や障害年金を受給している人数が含まれていないことから、年金扶養比率を補完する指標として平成 15 年度より導入された指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

$$\text{総合費用率} = \text{老齢費用率} + \text{障害費用率} + \text{遺族費用率} + \text{その他（拠出金）の費用率}$$

○年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者（受給権者のうち、全額支給停止されていない者）について、その時点で裁定済の受給権ベースの年金額（年額）を総和したものである。したがって、受給者の年金総額には一部支給停止されている金額も含んで表章している。受給権者の年金総額と受給者の年金総額との差は全額停止された年金額の総和である。

なお、これは、受給者に実際に支給される年金の給付に要する費用を財政収支の支出項目として捉えた給付費とは別の概念であり、その差は、上で述べた一部支給停止額や各年度内での新規裁定や失権といった支給状況の違いにより発生する。

○年金扶養比率

被保険者数と老齢・退年相当の受給権者数の比率である。1人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者（組合員・加入者）数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

〔保険に係る年金扶養比率 参照〕

○年金保険者拠出金

「国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金」の項を参照。

○平均年金月額

年金総額を受給権者数（または受給者数）で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。（厚生年金においては、基金代行分が含まれている。）

ここで、各制度における年金総額は、当該制度から給付される旧法及び新法・特別支給の定額部分（1階部分）を含んでいるが、国民年金（基礎年金勘定）から給付される基礎年金分は含んでいない。そこで、1階部分を含めた年金の水準をみるため、「年金総額」に「当該受給権者（受給者）のうち基礎年金対象者に係る基礎年金の年金総額（推計値）^注」を加えた額を分子として用いた「基礎年金を含む平均年金月額」を算出している。

注 基礎年金の年金総額（推計値）は、当該制度の加入期間に限定した分ではなく、全期間に係る基礎年金額全体を計上している。

○報酬、賞与、総報酬

●報酬・賞与

被用者年金制度で、保険料や給付算定の基礎となるもの。

「報酬」は、賃金、給料、俸給、手当等、被保険者が労働の対償として受け取るものすべてを含むが、そのうち臨時に受け取るもの及び3月を超える期間ごとに受け取る「賞与」は含まれない。なお、地共済では、報酬の代わりに給料が使われている。これは各地方公共団体等が定めた給料表によるものであり、報酬には含まれる各種の手当ては含まれていない（このため、給料にかかる保険料率は標準報酬ベースの料率に一定割合（1.25）を乗じて調整し、平均給与月額算定の際には給料に一定割合（1.25）を乗じて調整している。＊参照）。私学共済では給与と称しているが、報酬と同じ概念である。

「賞与」は、被保険者が労働の対償として受けるすべてのもののうち3月を超える期間ごとに受け取るものを言う。

公的年金制度では、平成14年度までは、標準報酬月額ベースだったが、平成15年度からは賞与も含めた総報酬ベースとなっている。

公的年金制度での報酬等

厚生年金	国共済	地共済	私学共済
報酬	報酬	給料 *	給与
賞与	期末手当等	期末手当等	賞与

●標準報酬月額・標準賞与額

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額をいくつかの階級に当てはめたものであり、現在、第1級（9.8万円）～第30級（62万円）の30区分である。また、標準賞与額は、賞与の千円未満の端数を切り捨て、150万円が上限である。保険料は、これらの額に保険料率を乗じて徴収される。

標準報酬月額と標準賞与額を合わせたものが標準報酬（総報酬）。年度間累計値や、それを12で割ったもの（総報酬ベース・月額）が使われる。

年金額の算定では、全被保険者期間の標準報酬月額と標準賞与額に賃金スライドや物価スライドを含めた再評価が考慮された、「平均標準報酬額」が用いられる。なお、平成14年度までの期間については「平均標準報酬月額」が用いられ、年金額はその前後の期間で別々に計算され、合算される。また、平成15年度から総報酬制になったが、本報告では、過去からの推移をみるため、標準報酬月額ベース（〈 〉書き）と総報酬ベースの両方を合わせて表示している。

* 地共済では、報酬の代わりに手当を含まない給料を使用しているが、給付ではその元となる平均給料月額として給料の1.25倍に賞与を加えスライド等の再評価を加えたものを使用し、給料に係る保険料率は手当を含んでいない分高く設定されている。なお、この1.25という数値は、諸手当の割合を考慮して、地共済法施行令（第23条第1項）及び同施行規則（第2条の3）で定められている。

また、他制度と比較するため、地共済の数値については、給料×1.25を標準報酬月額とし、保険料率は給料に係る料率を1.25分の1に換算して使用している。

○包括信託

財産（金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地及びその定着物、地上権・土地の貸借権）について、種類を異にする2以上の財産を1の信託行為により引き受ける信託。（例えば、金銭と有価証券を同時に信託するといった場合。）

○保険に係る年金扶養比率

年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除した換算値である。ここで、支出額とは

支出額＝給付費＋基礎年金拠出金－基礎年金交付金
のことである。

$$\text{保険に係る年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left(\frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right)}$$

国共済、地共済においては、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことにより、制度発足当初から年金受給者が多く発生する仕組みとなっている。そのため、年金扶養比率が低くなる。この影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、恩給公務員期間等に係る給付費用である「追加費用」を用いて換算したものである。

【参考】

○国共済の年金扶養比率

区分	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
年金扶養比率	1.99	1.97	1.95	1.92	1.91	1.89	1.85	1.81
保険に係る年金扶養比率	3.15	3.01	2.99	2.94	2.83	2.73	2.61	2.53

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
年金扶養比率	1.76	1.73	1.71	1.68	1.62	1.58	1.53
保険に係る年金扶養比率	2.43	2.32	2.26	2.21	2.07	1.92	1.83

○地共済の年金扶養比率

区分	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
年金扶養比率	2.64	2.59	2.52	2.45	2.40	2.32	2.24	2.16
保険に係る年金扶養比率	4.30	4.23	4.06	3.81	3.61	3.41	3.23	3.06

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
年金扶養比率	2.09	2.00	1.95	1.89	1.79	1.69	1.60
保険に係る年金扶養比率	2.86	2.67	2.55	2.42	2.26	2.05	1.94

○保険料水準固定方式

保険料（率）の引上げ過程及び最終保険料率をあらかじめ決めてしまい、それによる収入の範囲内で財政の均衡が図られるよう給付を調整することにより財政計画を立てること。厚生年金、国民年金について平成16年改正で、給付水準を調整するマクロ経済スライドとともに導入された。なお、厚生年金、国民年金について平成16年の制度改正までは、給付が先に決まり、財政の均衡を保つよう必要な保険料率が後から定まる方式がとられていた。

○保険料比率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する保険料収入の比率であり、保険料の収入が、必要となる額の何％であるかを示すもの。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}} \times 100$$

○マクロ経済スライド

社会全体の年金制度を支える力の変化と平均余命の延びに伴う給付費の増加というマクロでみた負担能力と給付の規模の変動に応じて給付水準を調整するという考え方。公的年金の年金額は、被用者年金制度全体の手取り賃金の伸びや物価の変動を考慮して改定が行われるが、その改定の一部を、スライド調整率（注）を基として調整するもの。マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間（以後、調整期間という。）、年金の改定率を抑制することにより行われる。共済年金も厚生年金と同じ期間同じ調整が行われる。

注 スライド調整率は、「公的年金の被保険者数の減少率の実績（3年平均）」と「平均余命の延びを勘案して設定した一定率（0.3%）」との合計で設定される。

なお、マクロ経済スライドによる給付水準調整は、このスライド調整率を指標として行われるが、

- ・賃金水準や物価水準が低下した場合には、給付水準調整を行わないこと
- ・賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスとなる場合は、年金の名目額を引き下げることとはしないこととされている。

○みなし基礎年金給付費〔＝基礎年金相当給付費〕

「基礎年金相当給付費」の項を参照。

○免除保険料

厚生年金基金が代行給付を支給するために、基金に加入する事業主が厚生年金保険料のうち国へ納付することを免除される保険料のことである。免除保険料は、2.4%から5.0%の範囲で厚生労働大臣が厚生年金基金ごとに決定する免除保険料率により決定される。なお、国民年金の保険料の免除とは異なる。

〔「代行部分」、「政府負担金」の項を参照。〕

○有価証券信託

信託の引受に際し、有価証券を信託財産として受け入れる信託。

○有限均衡方式

年金の財政が一定期間で均衡するように、保険料（率）や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法。平成 16 年の制度改正で導入された。なお、平成 16 年の制度改正までは、将来にわたるすべての期間で収支の均衡が図られるように財政計画を策定する方法（永久均衡方式）がとられていた。

○老齢・退年相当と通老・通退相当

老齢・退年相当とは、当該制度の被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間を満たしている（経過措置（現在は 20 年以上）及び中高齢の特例措置（15 年以上）も含む）新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

通老・通退相当とは、当該制度の被保険者期間が老齢・退年相当に満たない新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の通算老齢年金及び通算退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

図 1 被用者年金の給付構造 (老齢・退職年金の場合)

1 新法年金

・原則、昭和 61 年 4 月 1 日時点で 60 歳未満の者（大正 15 年 4 月 2 日以降生まれ）の老齢・退職年金

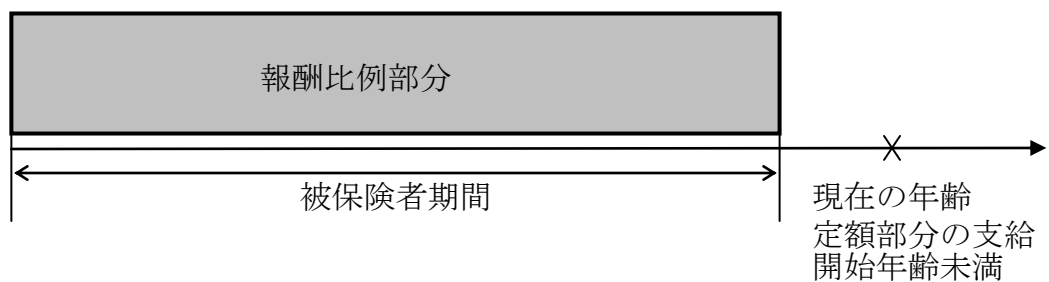
(1) 65 歳未満の者 特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金

被用者年金の額（網掛け部分）



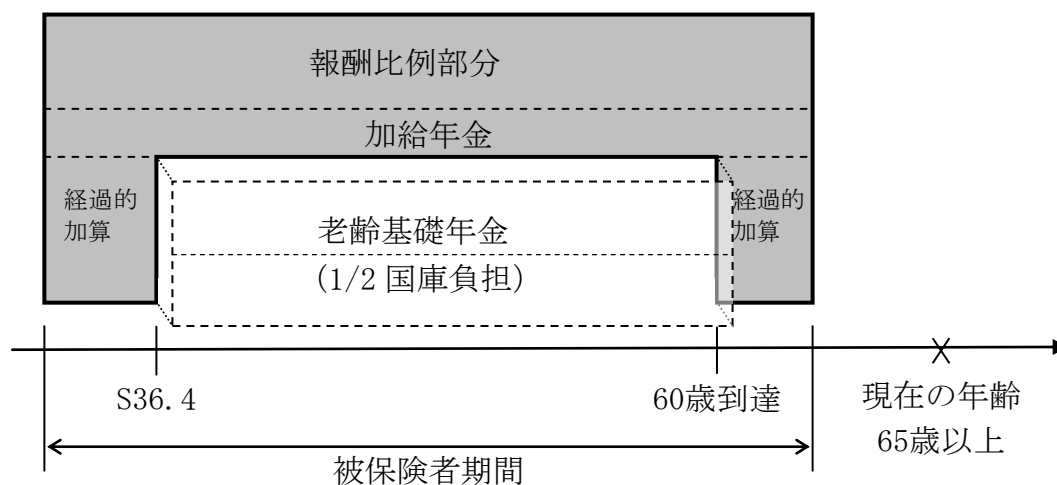
- 平成 13 年度末時点（厚生年金の女性は 18 年度末時点）で 60 歳の者から、定額部分・加給年金の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられており、定額部分の支給開始年齢に到達するまでの間、定額部分・加給年金は支給されない。

被用者年金の額（網掛け部分）



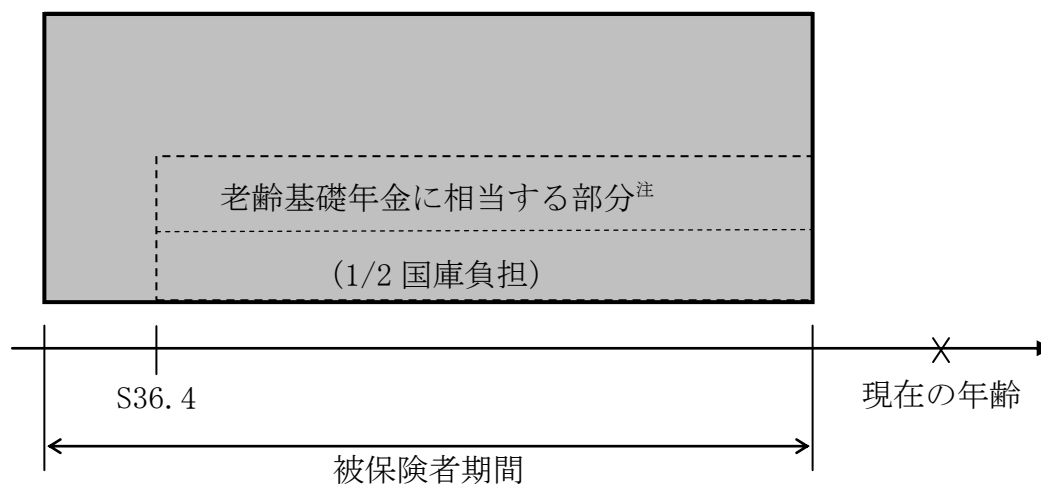
(2) 65 歳以上の者 老齢厚生年金・退職共済年金と老齢基礎年金

被用者年金の額（網掛け部分）



2 旧法年金（旧厚生年金の老齢年金、旧共済年金の退職年金）

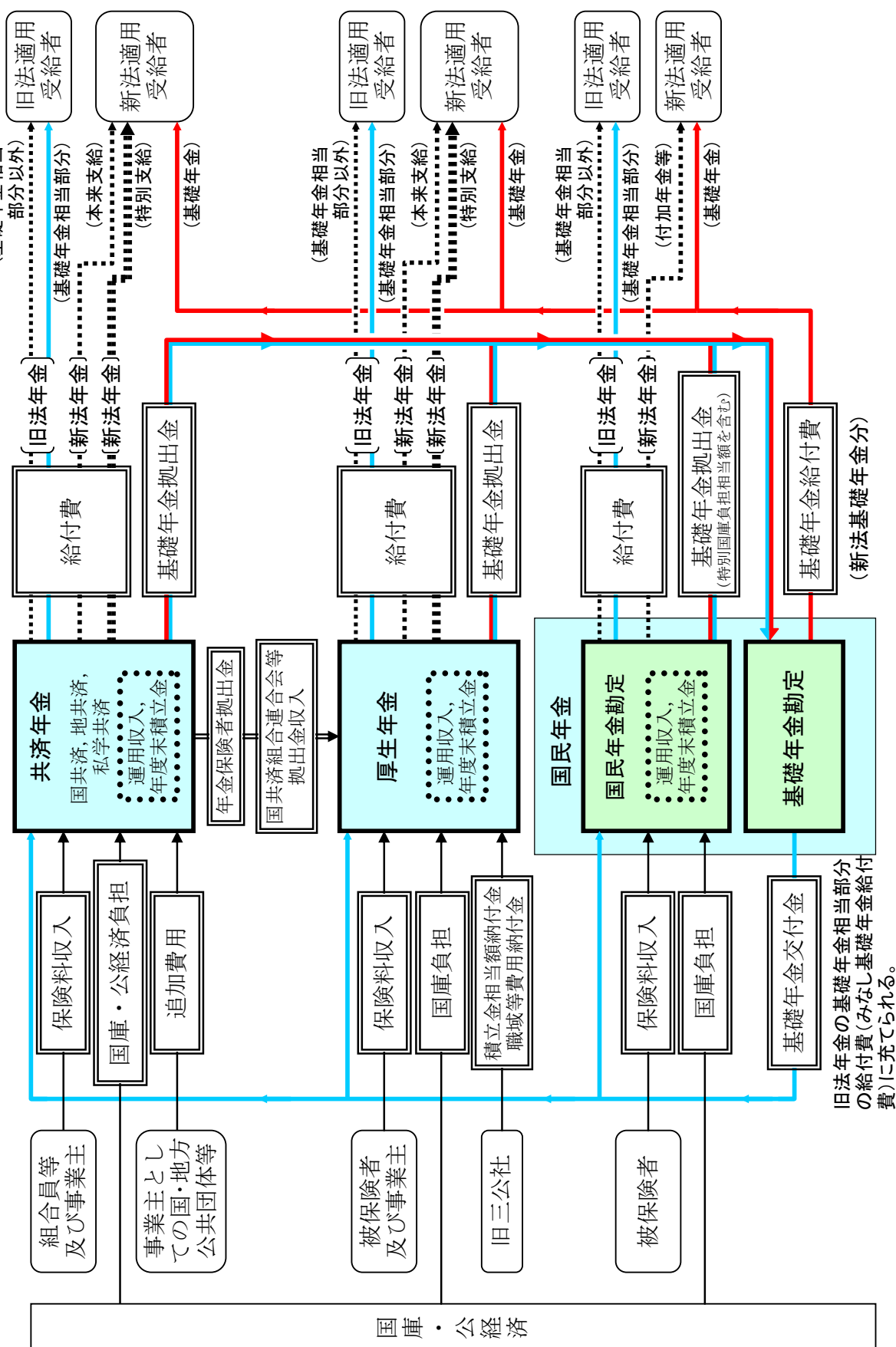
被用者年金の額（網掛け部分）



注 65 歳以降支給分の場合である。

〔⇒「給付費」の項を参照。〕

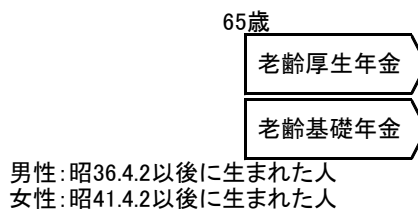
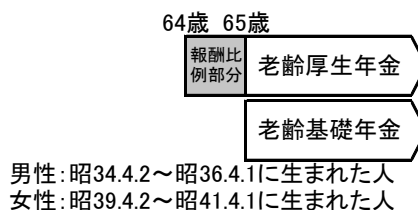
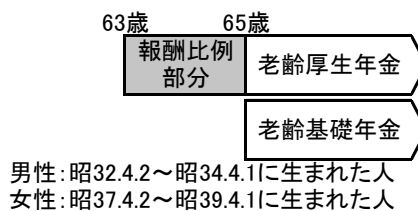
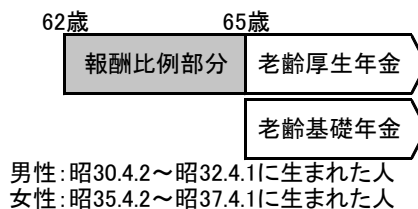
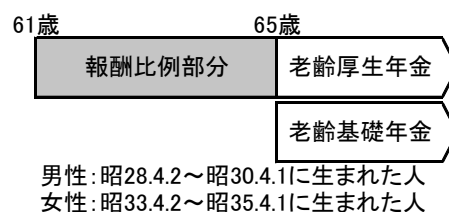
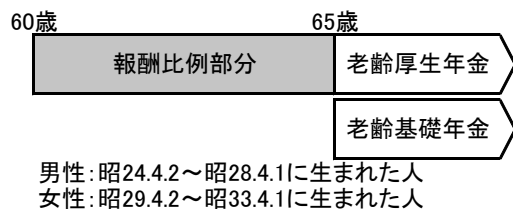
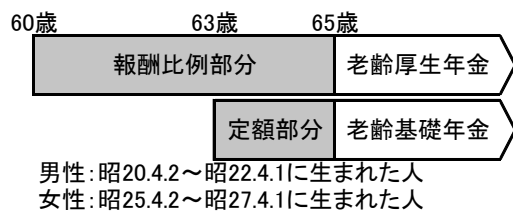
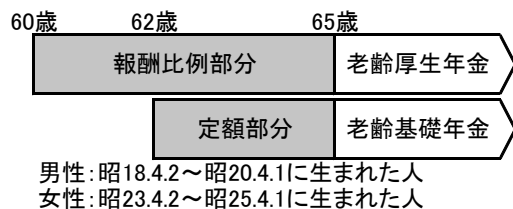
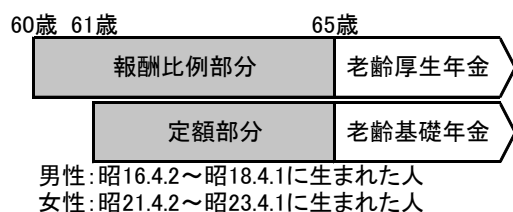
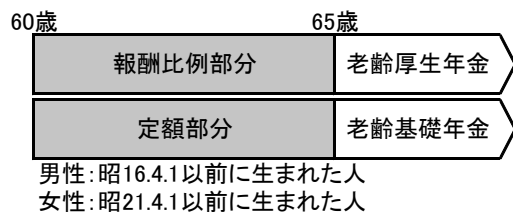
図2 公的年金制度の財政収支（概念図）



[⇒「基礎年金拠出金」、「基礎年金交付金」の項を参照。]

図3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

〔網掛け部分 特別支給の老齢厚生年金〕



注1 特別支給の老齢厚生年金の定額部分には加給年金も含まれる。

注2 退職共済年金の場合、支給開始年齢は男女同じで、女性も上の男性の生年月日区分に応じた支給開始年齢となる。

○定額部分の支給開始年齢の引上げ

定額部分の 支給開始年齢	厚生年金(男性)、 共済年金(男性、女性)	厚生年金(女性)
61歳	平成13年度	平成18年度
62歳	平成16年度	平成21年度
63歳	平成19年度	平成24年度
64歳	平成22年度	平成27年度
65歳	平成25年度	平成30年度

○報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ

報酬比例部分の 支給開始年齢	厚生年金(男性)、 共済年金(男性、女性)	厚生年金(女性)
61歳	平成25年度	平成30年度
62歳	平成28年度	平成33年度
63歳	平成31年度	平成36年度
64歳	平成34年度	平成39年度
65歳	平成37年度	平成42年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

〔⇒「特別支給の老齢・退職年金」の項を参照。〕

補足

国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）

1 いわゆる 2 分の 1 国庫負担が対象とする費用

○基礎年金の給付に要する費用^{※1、※2}のうち、被用者年金制度が負担する部分以外の分の 1/2^{※3} [国民年金法（以下特に断りがない限り国民年金法を指す）第 85 条第 1 項第 1 号]

○基礎年金の給付に要する費用^{※1、※2}のうち、被用者年金制度が負担する部分（国民年金への基礎年金拠出金として負担）の 1/2^{※3} [厚生年金保険法第 80 条第 1 号、第 94 条の 2 第 1 項]

※1 基礎年金の給付に要する費用とみなされる給付費（基礎年金相当給付費）を含む。

・旧法国民年金の給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭 60 附則第 35 条第 4 項）

・旧法厚生年金による給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭 60 附則第 35 条第 3 項）

※2 ただし、次の 2 で●を付した費用の額は、別途国庫負担の対象となることから、ここからは除かれる。[第 85 条第 1 項第 1 号、昭 60 附則第 34 条第 2 項]

※3 平成 16 年年金制度改正により段階的に引き上げられた。

2 2 分の 1 国庫負担以外の国庫負担が対象とする費用

（基礎年金関連）

●保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の全額 [第 85 条第 1 項第 2 号]

●保険料 3/4 免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の 3/5^{*} [第 85 条第 1 項第 2 号]（平成 18 年 7 月 1 日より）

●保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の 1/3^{*} [第 85 条第 1 項第 2 号]（平成 14 年 4 月 1 日より）

●保険料 1/4 免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の 1/7^{*} [第 85 条第 1 項第 2 号]（平成 18 年 7 月 1 日より）

●20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の 20/100^{※2} [第 85 条第 1 項第 3 号]

●旧障害福祉年金が裁定替えされた障害基礎年金及び旧母子福祉年金等が裁定替えされた遺族基礎年金の給付費の政令で定める割合（20/100^{※2}） [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 2 号]

●老齢基礎年金の給付費のうち、老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 3 号]

※ 平成 21 年度以降の免除期間に係る給付費についてである。基礎年金拠出金の国庫負担割合は従来 3 分の 1 であったが、その免除期間に係る給付費についてはそれぞれ 1/2（保険料 3/4 免除期間）、1/4（保険料半額免除期間）、1/10（保険料 1/4 免除期間）となっている。

※2 平成 17 年度までは 40/100、平成 18 年度は 38/100、平成 19・20 年度は 37/100。

（新法国民年金）

○付加年金等の給付費の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 1 号]

(旧法国民年金)

- 旧法国民年金の給付費で免除期間に係る部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 4 号]
- 老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 5 号]
- 嵩上げ加算分の 1/4 相当分 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 5 号]
- 5 年年金の給付費の 1/8 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 7 号]
- 昭 48 附則第 12 条第 2 項で計算される老齢年金、10 年年金に係る通算老齢年金の差額分の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 8 号]
- 付加保険料納付済期間に係る老齢年金及び通算老齢年金の給付費の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 6 号]
- 老齢福祉年金の給付費の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 9 号]

(旧法厚生年金)

- 昭和 36 年 4 月 1 日以前の期間に係る給付費のうち 20/100 (第 3 種被保険者期間については 25/100) [昭 60 附則第 79 条第 1 号]
 - (注) 国共済・地共済は 15.85%、私学共済・旧農林年金は 19.82%
- 旧厚生年金保険の老齢年金の給付費のうち、旧国民年金の老齢年金の嵩上げに相当する部分の 1/4 [昭 60 附則第 79 条第 2 号]